

静岡県盛土等の規制に関する条例

申請等の手引き

(第5版)

1	条例の概要	p. 1
2	用語の定義	p. 3
3	条例の対象となる事業・事業者	p. 5
4	申請手続の流れ	p. 7
4-2	申請前に行う手続	p. 8
4-3	申請書の作成	p. 25
4-4	許可の基準	p. 28
	申請書類チェックリスト	p. 31
	関係法令チェックリスト	p. 33
5	許可後に行う手続	p. 34
6	施工中に行う手続	p. 49
7	完了、廃止、休止時に行う手続	p. 59
8	変更、地位承継に関する手続	p. 61
9	土地の所有者が変更になった場合の手続	p. 64
	提出書類チェックリスト（許可後）	p. 65
	提出書類チェックリスト（完了時）	p. 66

令和5年12月

1 条例の概要

(1) 条例制定の経緯

本条例は、令和3年7月に発生した熱海市伊豆山地区の土石流災害を受けて、二度と同様の災害を発生させないために、盛土等の規制を図るために制定したものです。

大規模な盛土等は、ひとたび崩壊等の災害が発生すれば、その影響が甚大となることから、本条例では一定規模以上の大規模な盛土等について許可制度を導入することとしました。

(2) 目的

盛土等の施工に伴う災害の防止のための技術的な基準等と環境の保全のための土壤汚染や水質汚濁の基準等を規定し、それらの遵守により、県民の生命、身体及び財産を保護することとしています。

条例第1条 目的

この条例は、盛土等^①について必要な規制を行うことにより、土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の防止及び生活環境の保全を図り、もって県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

①盛土等…盛土、埋立てその他の土地への土砂等の堆積をいう。(条例第2条第1項第1号)

(3) 本制度に盛り込んだ主な内容

①土砂基準に適合しない土砂等を用いた盛土等の禁止(条例第7条、第8条)

- ・盛土等に使用される土砂等の汚染状態に関する基準(以下「土砂基準」という。)を規定
- ・何人も、土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行ってはならないことを規定

②一定規模以上の盛土等を許可制へ(条例第9条)

- ・盛土等区域の面積1,000 m²以上又は盛土等の土量1,000 m³以上を対象と規定

③許可申請前の手続(条例第11条、第12条)

- ・申請予定者は、申請内容を土地所有者に説明し、同意を得なければならないことを規定
- ・申請予定者が、周辺住民に対する説明会を開催すること及びその内容を報告書としてまとめることを規定

④盛土等の着手の届出

- ・着手した日から起算して 10 日以内に届け出を規定

⑤土砂等の搬入時の規制を設定（条例第 19 条）

- ・盛土等を行う者が、土砂等を搬入しようとするときは搬入する土砂等の発生源及びその土砂等に汚染のおそれがないことを確認し、並びに報告することを規定

⑥盛土等完了までの管理に関する規制を設定（条例第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条）

- ・盛土等を行う者が土砂等管理台帳の作成、保管、閲覧を行うことを規定
- ・盛土等を行う者が水質及び土壌汚染調査の定期的な実施と報告を行うことを規定

⑦盛土等完了時の規制を設定（条例第 25 条）

- ・盛土等を行う者が完了届を作成・提出すること及び完了届を受けた県がその内容を確認し、適合通知を送付することを規定

⑧その他

- ・盛土等に同意した土地の所有者は、定期的に盛土等の状況確認等を行わなければならないことを規定（条例第 29 条）
- ・措置命令、停止命令の内容及び命令を受けた者の氏名、住所等を公表できることを規定（条例第 36 条）
- ・無許可盛土等、命令違反（災害防止上の措置命令、土砂基準不適合盛土の停止命令等）、無届、虚偽報告等を行った者に対する罰則を規定（条例第 40、第 41 条、第 42 条、第 43 条、第 44 条、第 45 条）
- ・土砂等搬入禁止区域を設定できることを規定（条例第 32 条、第 33 条、第 34 条）

2 用語の定義

本条例で使用される用語は、条例第2条第1項各号に定義されています。

(1) 用語の定義（条例第2条第1項各号）

①土砂等

土砂及び土砂に混入し、又は付着した物、改良土並びに再生土

【解説】

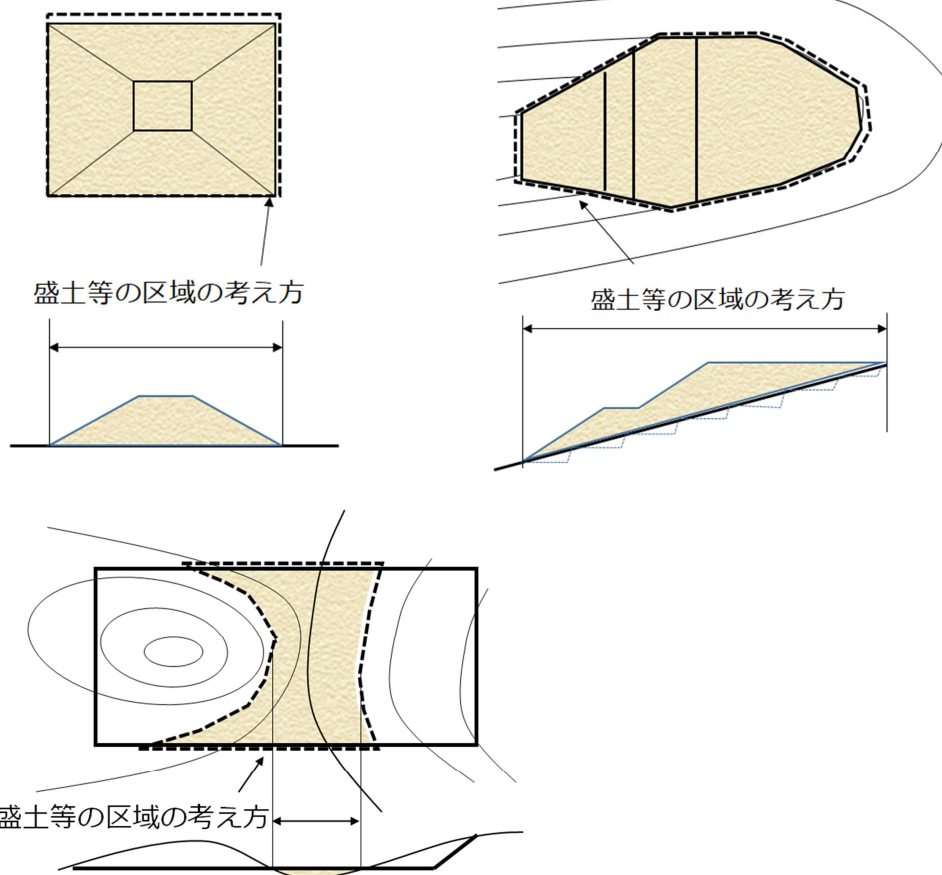
廃棄物処理法に規定する廃棄物及び土壌汚染対策法に規定する汚染土壌は、本条例の「土砂等」には該当しません。それぞれ当該法律の適用を受けるものであるため、定義において「土砂等」から除きました。

「土砂」とは、土、砂、礫、砂利及びこれらが集まったものであり、岩石や化石などの自然物が混入又は付着していても全体として土砂とみなすことができる場合はこれらも盛土等に用いられることから「土砂等」として条例の対象とすることとしました。

②盛土等区域

盛土等を行う土地の区域

【盛土等区域のイメージ】



③土砂等を発生させる者

- ・ 建設工事の発注者又は請負人であってその建設工事により土砂等を発生させる者
- ・ 改良土又は再生土の製造者

④改良土

土砂をセメント、石灰その他の物により安定処理した物

【解説】

「改良土」とは、土砂にセメントや石灰等の改良材を混合し、安定処理された物を指します。

⑤再生土

産業廃棄物（建設工事により生じた汚泥、浄水処理により生じた汚泥等）の脱水、乾燥、固化、凝集等により生じた物であって土砂と同様の形状の物

【解説】

「再生土」とは、産業廃棄物が適正に処理され、土砂と同様の形状を有する物を指します。

3 条例の対象となる事業・事業者

(1) 許可の対象となる事業（条例第9条）

チェック

- 盛土等区域の面積が1,000㎡以上の場合は、許可申請が必要です。
- 盛土等の土砂量が、1,000㎡以上の場合は、許可申請が必要です。
- 許可申請が不要となる事業や事業者があります。
- 許可申請が不要な盛土等であっても、汚染された土砂等で盛土等を行うことはできません。

【解説】

- ・盛土等区域の面積が1,000㎡以上又は盛土等に用いられる土砂等の量が1,000㎡以上である盛土、埋立て、土砂等の堆積は許可が必要です。
- ・一方で、条例第8条では、「何人も、土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行ってはならない。」とされていることから、許可が不要な盛土等であっても、土砂基準に適合していない土砂等による盛土等を行うことはできません。
- ・次の(2)(3)に該当するものは許可不要です。
- ・なお、平坦な場所で30cm未満の厚さで土砂等を敷きならす行為等は、「盛土等」に該当しないため、許可の対象となりません。（個別に協議してください。）

(2) 許可を要しない事業者（施行規則第5条）

国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、中日本高速道路株式会社、独立行政法人鉄道建設、運輸施設整備支援機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本下水道事業団、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社、国又は地方公共団体が2分の1以上出資している法人であって、国又は地方公共団体と同等以上に災害の防止上及び生活環境の保全上の措置を講じることができるものとして知事が指定した者（現在、指定なし）

(3) 許可が不要である盛土等

- ・採石法、砂利採取法に基づき、採取した土砂等を販売するために区域内に一時的に行う盛土等
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく最終処分場で行う盛土等
- ・土壤汚染対策法に基づく汚染土壌処理施設において行う盛土等

[法令、条例の許可や届出が必要な行為に係る盛土等のうち、次の盛土等]

- ・鉱業法に基づく認可を受けた施業案によって行う鉱物の採掘に伴う盛土等
- ・道路法に基づく道路工事の承認又は道路占用許可、道路予定区域での工作物の新築等の許可を受けて行う盛土等
- ・河川法に基づく河川工事の承認又は工作物の新築等の許可、河川保全区域内行為の許可、河川予定地内行為の許可を受けて行う盛土等
- ・非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等

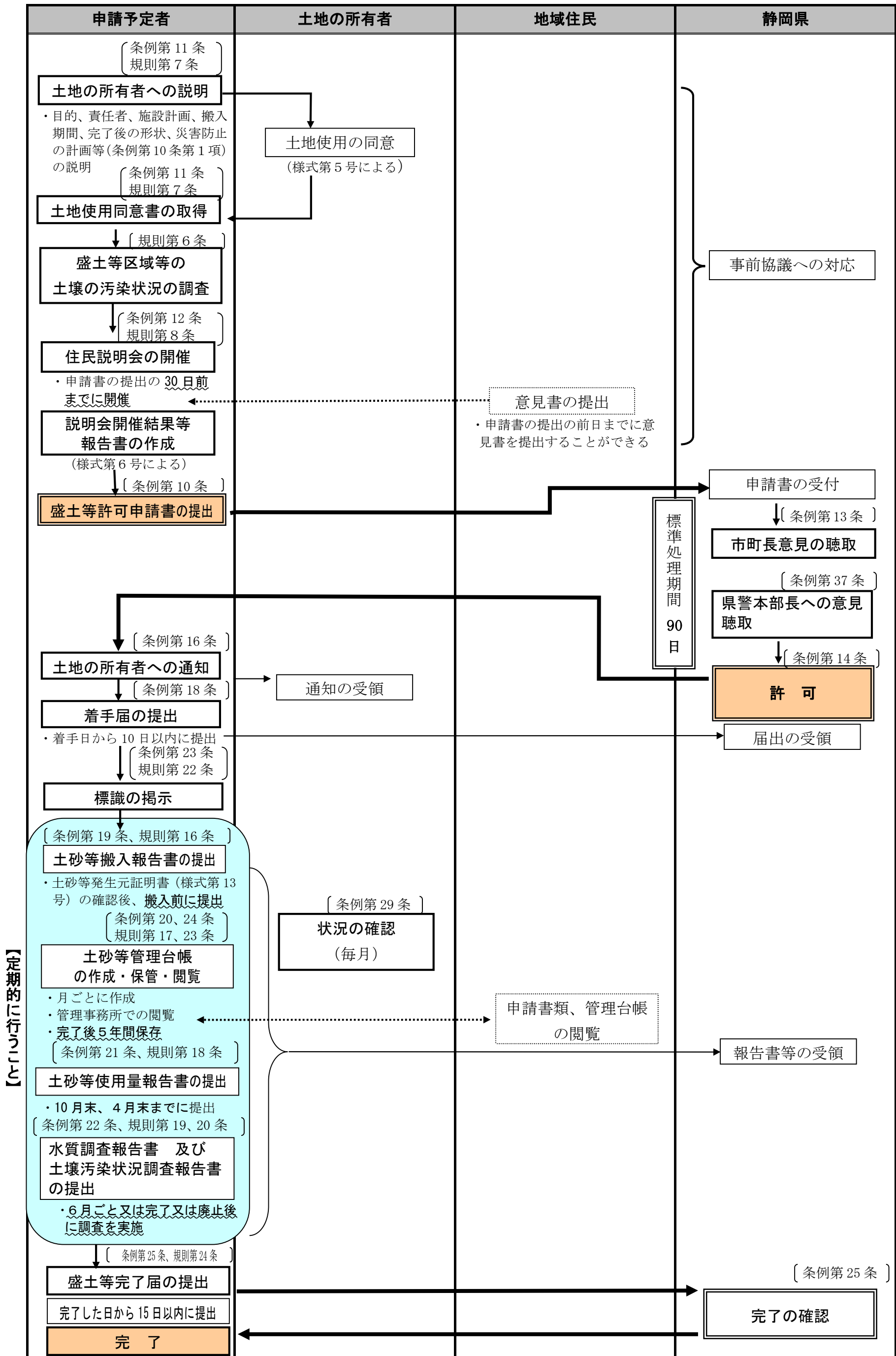
[その他、次の盛土等]

- ・法令、条例又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う盛土等
- ・土壤汚染対策法に基づく要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止等として行う盛土等
- ・地方自治法に規定する指定管理者が公の施設の管理として行う盛土等
- ・ガラス、コンクリートその他これらに類する製品を製造・加工するための原材料を事業場内に保管するために行う盛土等
- ・森林組合又は林業を営む者が、国又は地方公共団体から補助金の交付を受け、林道技術基準等に基づき、林道又は作業路網の整備の際に現地で発生した土砂等を用いて行う盛土等
- ・土地改良法に規定する土地改良事業及びこれに附帯する事業、土地改良事業に準ずる事業として行う盛土等

(注) 土地改良事業に準ずる事業について

土地改良事業に準ずる事業とは、国、県、市町のほか土地改良区等が定める要綱・要領に「土地改良事業計画設計基準」等に基づいて設計・施工することが明記されている事業を指します。

4 申請手続の流れ（申請前手続から事業完了まで）



【定期的に行うこと】

4-2 申請前に行う手続

申請前に行う手続として、以下の手続があります。

- (1) 土地の所有者への事業の説明と同意の取得 p. 8
- (2) 盛土等を行う区域に汚染のおそれがないことを確認するための調査 . . . p. 10
- (3) 住民説明会の開催 p. 23

(1) 土地の所有者への事業の説明と同意の取得（条例第 11 条）

チェック

- 土地の所有者に、以下に示す事項の説明が必要となります。
- 同意の取得に当たっては、盛土等を行う者が不適切な盛土等を行った場合には、土地の所有者にも知事からの是正命令等がされることを説明してください。（様式第 5 号「盛土等に係る土地使用同意書」の内容）
- 盛土等を行う全ての土地の所有者から同意を取得してください。

【解説】

- ・本条例では、盛土等が行われる土地の所有者が現地確認等を行う義務や、是正勧告を受ける可能性があることが明記されました。
- ・このため、許可申請を行う者は、事前に土地の所有者に盛土等の内容を説明した上で、土地使用の同意を得ることが義務付けられました。

土地の所有者に説明しなければならない事項

- 盛土等を行おうとする者について
個人の場合：氏名、住所
法人の場合：法人名、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地
- 盛土等を行う目的
- 盛土等を行う位置及び規模
・「規模」として、面積や最大高さを説明してください。
- 管理事務所の所在地並びに管理責任者の氏名及び職名
・現場を管理するための事務所のことであり、現地に設置することを求めるものではありません。
・土地の所有者や住民等が管理責任者と連絡が取れる事務所としてください。

□ 盛土等の工事に伴い設置される施設の計画

- ・擁壁、排水施設、調整池及び沈砂池等の計画を説明してください。

□ 盛土等に用いられる土砂等の量

盛土等区域外への搬出を目的とした盛土等を行おうとする場合	盛土等に用いられる土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量
それ以外の場合	盛土等に用いられる土砂等の量

□ 盛土等を行う期間

- ・許可期間は最大3年です。
- ・建物等の工事期間は、本許可申請には含める必要はありません。

□ 最大堆積時の地形の状況等

盛土等区域外への搬出を目的とした盛土等を行おうとする場合	最大堆積時の盛土等区域の地形の状況
それ以外の場合	土砂等の堆積量が最大となる時期及び工事が完了した時の盛土等区域の地形の状況

□ 盛土等に使用する土砂等の搬入計画

- ・どこから、どのような土砂等を、どの程度搬入するか説明してください。

□ 盛土等区域外に排出される水の水質調査を行うために講ずる措置

- ・条例では、排水の水質が水質基準（施行規則第21条）に適合していることを確認するために、6か月ごと及び完了又は廃止時に水質調査を行うこととしています。
- ・この調査を行う位置や、方法について説明してください。

□ 盛土等を行う期間における災害（崩壊、飛散、流出）を防止するために講ずる措置及び周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置

- ・土砂等の飛散や流出等の災害を防止するための措置及び騒音、振動等の生活環境への影響を低減する措置を説明してください。

(2) 盛土等を行う区域に汚染のおそれがないことを確認するための調査
(施行規則第6条第3項第11号)

チェック

- 申請前に、盛土等を行う区域に土砂基準物質 (p. 11) による汚染のおそれがないことを確認する必要があります。
- 確認のための調査方法 (p. 13) は「土地の利用状況等の調査」と「分析調査」があります。
- 既に土壤汚染対策法に基づく調査等を行っている場合は、その結果を上記のいずれかの調査の結果の一部として利用できる場合があります。
- 盛土等を行う区域と同一の事業区域内で発生する土砂等 (現地流用土) のみで盛土等を行う場合、切土区域においても分析調査を行うことで、施工中及び完了時の土壤分析調査を省略することができます。

【土地の利用状況等の調査を実施した場合に提出する書類等】

- 土地の利用状況等の調査結果書 (参考様式第2号)
- 土地の使用履歴 (参考様式第3号) ※必要に応じて
- 調査に用いた書類等 (現況地図、過去の航空写真、土地の登記簿等)

【分析調査を実施した場合に提出する書類等】

- 調査試料採取調書 (様式第2号) ※試料ごとに作成が必要
- 試料を採取した地点、区域を分割した際の区域線を示した位置図
- 現場の写真 (採取位置の状況と試料の採取状況がわかるもの)
- 計量証明書

【解説】

- ・盛土等の実施により、周辺環境に汚染が拡大していないことを適切に確認するため、許可申請書には「盛土等を行う区域に土砂基準物質による汚染のおそれがないこと」を確認した結果を添付することとしました。
- ・田畑等、土砂基準物質が使用されていないことが明らかな土地であることが確認されたときは、土地の利用状況等の調査により、盛土等区域に汚染のおそれがないことが確認されたこととします。
- ・分析調査を行った場合には、計量証明書を添付することが必要です。
- ・分析試料の採取については、計量証明事業者に採取を依頼するか、計量証明事業者自ら採取した試料を持ち込む場合にはその方法をあらかじめ確認する等、適切に行ってください。

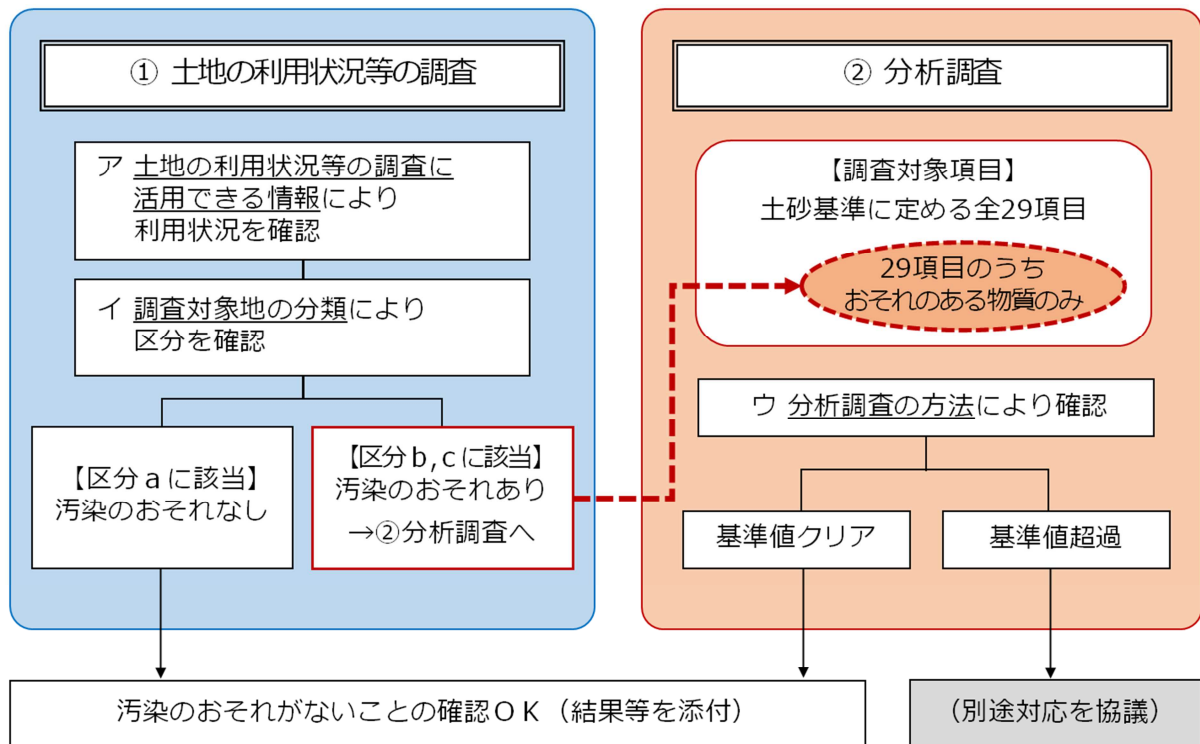
○ 土砂基準（施行規則第4条 別表第1）

物質の種類 (土砂基準物質)	土砂等に水を加えた場合に 溶出する物質の量に関する基準 (溶出量基準)	土砂等に含まれる物質の 量に関する基準 (含有量基準)
クロロエチレン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。	—
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。	—
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。	—
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	—
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	—
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。	—
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	—
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	—
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	—
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきカドミウム45ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき六価クロム250ミリグラム以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌1キログラムにつき遊離シアン50ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	検液1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。	土壌1キログラムにつき水銀15ミリグラム以下であること。
セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレン0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきセレン150ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき鉛150ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき砒素150ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきふっ素4,000ミリグラム以下であること。

ほう素及びその化合物	検液 1 リットルにつきほう素 1 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつきほう素 4,000 ミリグラム以下であること。
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下であること。	—
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。	—
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。	—
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	—
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。	—
銅	—	農用地 (田に限る。)において、土壌 1 キログラムにつき 125 ミリグラム未満であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下であること。	—
ダイオキシン類	—	土壌 1 グラムにつき 1,000 p g - T E Q 以下であること。

- 1 ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 1 項に規定するダイオキシン類をいう。
- 2 ダイオキシン類に係る値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

○ 「盛土等を行う区域に汚染のおそれがないこと」を申請前に調査する方法



- 条例で定める「土砂基準」については p. 11 へ。
- ①又は②、どちらの調査で開始しても構いません。
- [① 土地の利用状況等の調査] から開始する場合は p. 14 へ。
- [① 土地の利用状況等の調査] から [② 分析調査] に移行 (①の調査にて区分 b 又は c に該当) する場合は p. 17 へ。
- [② 分析調査] から開始する場合は p. 20 へ。
- 盛土等を行う区域と同一の事業区域内で発生した土砂等のみで盛土等を行う場合は p. 21 へ。

【調査手順】①土地の利用状況等の調査から始める場合

①土地の利用状況等の調査

- ・「ア 土地の利用状況等の調査に活用できる情報」(p. 15) を用いて、盛土等を行う区域（以下「調査対象地」という。）の土地の利用状況等を調査し、以下に挙げる項目について可能な限り遡って調査してください。

- 土地の利用の状況
- 有害物質の製造、使用又は処理の状況
- 有害物質による土壌又は地下水の汚染の概況
- その他、調査対象地における土砂基準物質による汚染

- ・土地の利用状況等の調査結果の整理は、参考様式第2号を活用ください。
- ・アの情報のうちのいずれかで土地の利用状況を証明できる場合は、当該情報のみを用いて調査を行っていただいて構いません。
- ・この結果を「イ 調査対象地の分類」(p. 16) に当てはめて分類してください。
⇒分類の結果【a 汚染が存在するおそれがないと認められる土地】に該当した場合は、土砂基準に適合していることを確認できたものとします。
⇒分類の結果【b 汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地】又は【c 汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地】に該当した場合は、調査対象地において使用されたおそれのある物質に絞って「② 分析調査」を実施する必要があります。
- ・なお、土地の利用状況の調査は、アの情報により、現在までの土地の利用履歴を確認し、「イ 調査対象地の分類」(p. 16) における【a】【b】【c】のいずれかに該当することが確認できるまで実施してください。

ア 土地の利用状況等の調査に活用できる情報

情報	概要
現況地図・写真	<ul style="list-style-type: none"> ・撮影日、撮影位置がわかる資料としてください。
過去の国土地理院の地図 過去の住宅地図 過去の航空写真	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の利用状況が変化したこと（例：田→住宅）又は変化のないこと（例：田→田）が確認できる時点まで調査してください。 ・国土地理院又は国土交通省のホームページにて概ね昭和20年代以降の航空写真を閲覧・入手できます。
ヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象地の周辺住民や関係者（調査対象地が事業場の場合は過去の従事者等）へのヒアリングも有効です。
土地、建物の登記簿 (登記事項証明書)	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の利用状況等の履歴や工場、事業場の名称等の把握のため、登記事項証明書を確認してください。 ・当該土地を管轄する法務局で入手できます。
行政保有情報	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質の使用等の情報については、水質汚濁防止法、下水道法の有害物質使用特定施設や貯蔵施設の届出、ダイオキシン類対策特別措置法の届出、特定事業場の有無等で把握することができます。 ・当該土地を管轄する都道府県や市町で入手できます。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記資料のほか、土地の地質の情報（自然由来による汚染の情報等）、汚染のおそれを把握する上で必要な情報がある場合には、土地の利用状況等の履歴を調査するにあたり必要と考えられる資料を適宜調査してください。

イ 調査対象地の分類

区分	a	b	c
利用履歴	住宅、山林、田畑等、 <u>土砂基準物質の使用等 がなかったことが明らか な土地</u>	土砂基準物質を直接扱っていた施設の敷地ではないが、当該敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地（工場の事務所、作業場、資材置場、倉庫、中庭等）	<u>a 及び b 以外の土地</u> ・ 土砂基準物質の製造、使用、貯蔵、処理等が行われた土地 ・ 過去に当該土地や隣接地等において汚染が認められた土地
分類	<u>汚染が存在するおそれがないと認められる土地</u>	<u>汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地</u>	<u>汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地</u>
対応	調査終了	使用されたおそれのある物質に絞って分析調査を実施 （「ウ 分析調査の方法」を参照）	

※ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法施行令第1条に規定する特定施設があった土地を【c 汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地】に分類してください。

（注）盛土等区域において既に土壤汚染対策法に基づく調査等を実施している場合

- 盛土等を行う区域において既に土壤汚染対策法に基づく調査等を行っている場合、その結果を利用できる場合があります。
- この場合、以下の点に注意が必要です。
 - ・ 土壤汚染対策法と盛土条例は、調査項目が異なります。
 - ・ 盛土条例で定める土砂基準では、土壤汚染対策法に規定された26項目に、次の3項目が追加されています。

【追加された3項目】 **ダイオキシン類、1,4-ジオキサン、銅**

- 盛土等の許可申請に当たっては、この3項目について新たに土地の利用状況等の調査もしくは分析調査を実施する必要があります。
- なお、このうち銅については、盛土等を行った後、田として利用する場合のみ調査が必要になります。

【調査手順】 ①土地の利用状況等の調査から②分析調査に移行する場合

②分析調査

- ・ ①「イ 調査対象地の分類」で【a 汚染が存在するおそれがないと認められる土地】以外に分類された場合は、使用されたおそれのある土砂基準物質について「ウ 分析調査の方法」に基づいて調査を実施し、土砂基準に適合していることを確認してください。
- ・ ①の調査を行わずに、②の調査から開始する場合は、p. 20 を御確認ください。

【解説】

- ・ 使用されたおそれのある土砂基準物質については、以下のような方法で絞り込むことができます。
 - 土砂基準物質を使用していた施設の所有者等へのヒアリング
 - 水質汚濁防止法の届出の有無等、行政保有情報の確認
- ・ 調査対象地において使用されたおそれのある土砂基準物質を絞り込めない場合は、土砂基準に定められた全 29 項目の物質について分析調査を実施する必要があります。
- ・ 調査対象地において使用されたこと等を把握した物質が下記〔分解生成物として調査が必要な項目〕の左欄に掲げる物質である場合は、右欄に掲げる物質（分解生成物）も含めて調査する必要があります。

〔分解生成物として調査が必要な項目〕

物質	分解生成物
四塩化炭素	ジクロロメタン
1, 1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
1, 2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
テトラクロロエチレン	クロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン、 1, 2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
1, 1, 1-トリクロロエタン	クロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン
1, 1, 2-トリクロロエタン	クロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、 1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	クロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン、 1, 2-ジクロロエチレン

ウ 分析調査の方法（施行規則第6条第4項）

- (ア) 次の表の左欄に掲げる「盛土等区域の面積」に応じて、盛土等を行う区域を右欄に定める「区域の数」以上の区域に区分してください。

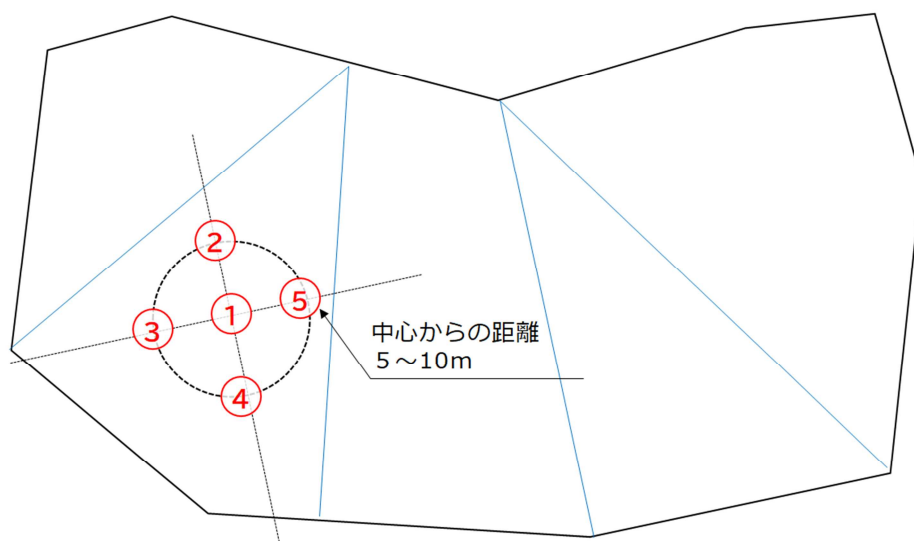
盛土等区域の面積	区域の数
0.5ヘクタール未満	2
0.5ヘクタール以上 1ヘクタール未満	3
1ヘクタール以上 2ヘクタール未満	4
2ヘクタール以上 3ヘクタール未満	5
3ヘクタール以上 4ヘクタール未満	6
4ヘクタール以上 5ヘクタール未満	7
5ヘクタール以上 6ヘクタール未満	8
6ヘクタール以上 7ヘクタール未満	9
7ヘクタール以上 8ヘクタール未満	10
8ヘクタール以上 9ヘクタール未満	11
9ヘクタール以上 10ヘクタール未満	12
10ヘクタール以上	13

- (イ) 試料の用に供される土砂等は、(ア)の規定により区分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点として直角に交わる2直線上の地点のうち当該中央の地点からの距離が5メートルから10メートルまでの間にある4地点（当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点を交点として直角に交わる2直線上の地点のうち当該中央の地点と当該区域の境界との間にある地点）において採取することとし、それぞれ等量としてください。
※詳細は〔調査方法のイメージ〕(p.19)を参照

- (ウ) (イ)の規定により採取した土砂等は、(ア)の規定により区分した区域ごとに混合し、一の試料としてください。ただし、知事が認める場合にあつては、(ア)の規定により区分した2以上の区域から採取した土砂等を混合し、一の試料とすることができます。
- (エ) (ウ)の規定により作成した試料は、土砂基準(p.11)の表の左欄に掲げる物質の種類ごとに「エ 分析方法」により測定してください。

[調査方法のイメージ]

(例) 盛土等区域の面積が 2.3 ヘクタールの場合 ⇒ 5 区域に区分



[手順 1]

- ・盛土等を行う区域を面積に応じて定められた数に区分します。

[手順 2]

- ・区分の中心付近に調査地点①を選定します。
- ・採取位置付近の状況写真を撮影します。

[手順 3]

- ・調査地点①を交点とした直交線を引きます。

[手順 4]

- ・調査地点①から 5～10m の距離となる直交線上に調査地点②～⑤を選定します。

[手順 5]

- ・調査地点①～⑤において、等量の試料を採取します。
- ・採取状況を写真撮影します。
- ・なお、採取する深さは、地表から 50 c m までの土砂等を均等に採取するものとします。
- ・ただし、岩盤等により掘削採取が困難である場合や安全管理上の問題により、50 c m までの試料採取が困難な場合は、この限りではありません。

[手順 6]

- ・調査地点①～⑤から採取した試料を合わせて 1 試料とし、別表第 1 の左欄に記載された物質の種類ごとに分析を行います。

[手順 7]

- ・残りの各区域において手順 1～6 により土壤汚染状況の調査を行います。

エ 分析方法（条例第 22 条第 2 項及び施行規則第 6 条第 4 項エ）

物質の種類	分析方法
1,4-ジオキサン	土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年環境庁告示第 46 号）
銅	土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年環境庁告示第 46 号）
ダイオキシン類	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成 11 年環境庁告示第 68 号）
それ以外※	土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成 15 年環境省告示第 18 号）
	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成 15 年環境省告示第 19 号）

※土砂基準物質のうち、1,4-ジオキサン、銅、ダイオキシン類を除く 26 項目。

【調査手順】②分析調査から開始する場合

- ・すべての土砂基準物質について「ウ 分析調査を行う方法」及び「エ 分析方法」に基づき、調査を実施してください。
- ・分析調査の結果、土砂基準に適合している場合は「汚染のおそれがないことの確認」ができたとみなすことができます。

○ 現地流用土のみで盛土等を行う場合の調査方法

チェック

- 盛土等区域と同一の事業区域で発生する土砂等（＝現地流用土）のみによる盛土等の場合、「施工中（着手から6か月ごとの定期）」及び「完了時」に行う土壌分析調査を省略することができます。
- 「施工中」及び「完了時」の調査を省略するためには、「申請前」の調査において、切土部分を含めた土壌分析調査（現地流用土分析調査）を行い、その結果が土砂基準に適合していることを確認する必要があります。

【解説】

- ・ 盛土等区域と同一の事業区域内で発生する土砂等のみによる盛土等については、外部から汚染が持ち込まれるおそれはないと考えます。
- ・ このことから、盛土等の申請前に、切土部分を含めた「事業区域」全体において土壌分析調査を行うことで、施工中及び完了時の土壌分析調査を省略することを認めます。
- ・ なお、盛土等区域外に排出される水の水質調査（施工中及び完了時の調査）については省略できません。

現地流用土分析調査の実施方法

- ・ 施工中及び完了時の「土壌分析調査」を省略することができるのは次の条件を満たす場合（現地流用土分析調査として実施する場合）に限ります。

【条件】

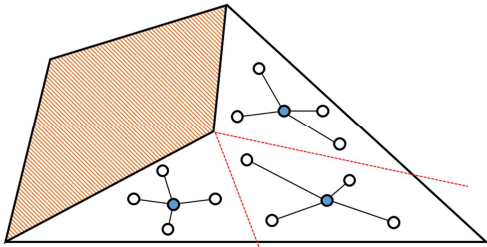
- 盛土等を行う区域と同一の事業区域内で発生する土砂等（＝現地流用土）のみで盛土等を行う場合であること。
- 申請前に、盛土等区域のほか、切土区域においても土壌分析調査を行った場合であること。

- ・ 調査の方法は、[4-2（2）ウ 分析調査の方法]（p.18）及び[同エ 分析方法]（p.20）を確認してください。
- ・ 切土区域における試料採取箇所数の設定については「試料採取箇所数の算出方法」（p.22）を確認してください。
- ・ なお、施工中及び完了時の土壌分析調査を省略できる場合においても、施工中及び完了時の「盛土等区域の外に排出される水の水質調査」を省略することはできません。

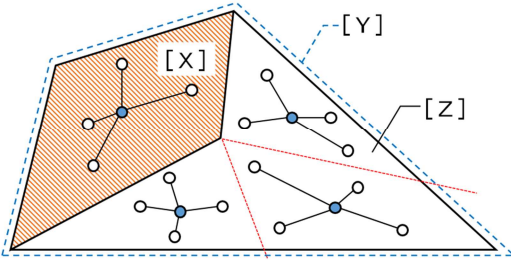
試料採取箇所数の算出方法

[例 1]

盛土 9,000m²
 切土 5,000m² } 事業区域面積 14,000m²



① 盛土等区域の面積に応じた区域数において、各 5 地点で調査を実施。
(9,000 m² → 3 区域)

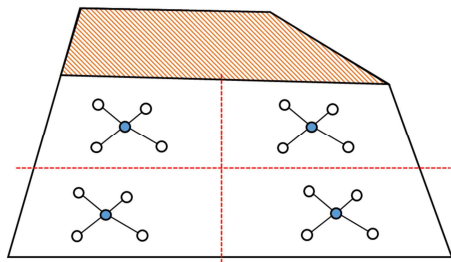


② 切土区域でも調査を実施。
 《切土区域 [X] での調査数の算出》
 [Y] 事業区域面積に応じた区域数
 (14,000 m² → 4 区域)
 [Z] 盛土等区域面積に応じた区域数
 (9,000 m² → 3 区域)

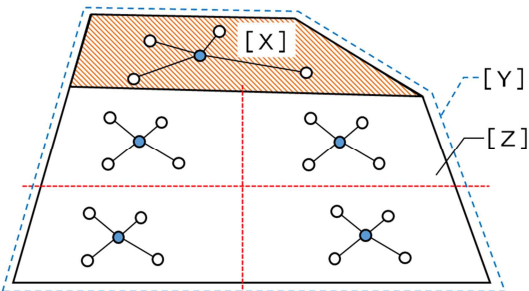
$[X] = [Y] - [Z] = 1 \text{ 区域}$

[例 2]

盛土 15,000m²
 切土 4,000m² } 事業区域面積 19,000m²



① 盛土等区域の面積に応じた区域数において、各 5 地点で調査実施。
(15,000 m² → 4 区域)



② 切土区域でも調査実施。
 《切土区域 [X] での調査数の算出》
 [Y] 事業区域面積に応じた区域数
 (19,000 m² → 4 区域)
 [Z] 盛土等区域面積に応じた区域数
 (15,000 m² → 4 区域)

$[X] = [Y] - [Z] = 0 \text{ 区域}$

⇒ [X] の区域数が 0 となった場合も
 1 区域で土壤分析調査を実施

(3) 住民説明会の開催（条例第12条、施行規則第8条）

チェック

- 盛土等区域の隣接地及び盛土等区域の自治会の住民を対象に、説明会を開催しなければなりません。
- 説明会は、申請予定日の30日前までに開催しなければなりません。
- 説明会では、管理責任者や土壌の汚染状況の調査結果等を含め、許可申請の内容を説明しなければなりません。
- 説明会開催結果等報告書には、説明会の開催状況、意見書の内容、意見の処理状況を記載し、議事録及び意見書を添付してください。

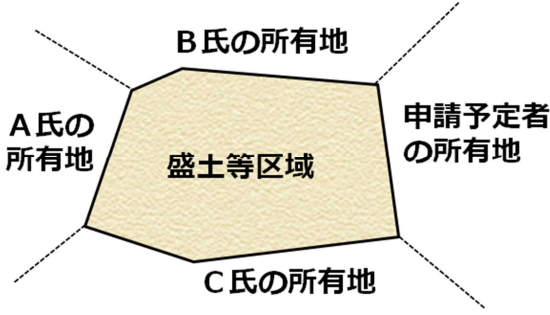
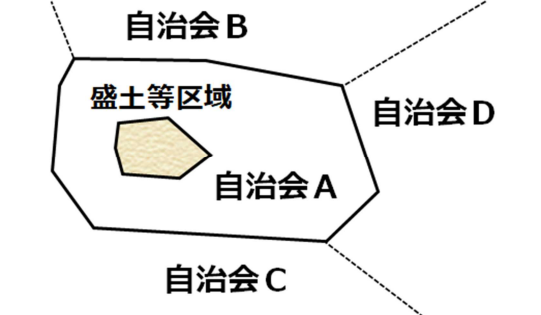
【解説】

- ・盛土等を行う際には、周辺地域の住民への事業内容の周知が重要なことから、盛土等を行う者（申請予定者）は、許可申請書提出の30日前までに〔盛土等区域の隣接地及び盛土等区域の属する自治会の区域〕の住民向けの説明会を開催しなければならないこととしました。
- ・また、地域の住民は、申請日の前日まで、盛土等を行う者（申請予定者）に対して申請書の内容について意見を述べるができることとしました。
- ・地域住民の意見を踏まえ、盛土等を行う者（申請予定者）は、説明会の開催状況、意見書の内容、意見の処理状況等を記載した「説明会開催結果等報告書」（様式第6号）及び議事録を作成し、申請書に添付する必要があります。

①説明会の開催

区分	注意点
対象とする住民	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土等区域の隣接地の住民 ・盛土等区域の属する自治会の住民
説明会の開催時期	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請を行う日の30日前までに開催
説明会の開催場所	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の住民の利便性が確保され、かつ、申請予定者が確保できる場所（地域内の公民館、コミュニティセンター等）
開催日時・場所の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の住民の見やすい場所への掲示、回覧板、チラシ配布等
説明する内容	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請の内容 ・申請日の前日まで、申請予定者に対して地域の住民が意見書を提出できること ・意見書の提出方法（提出場所、時間、書式、郵送の可否等）
説明会の開催時に記録すべきこと	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の住民の出席者数 ・出席者の発言内容（意見や要望）及び申請予定者の回答内容

【対象とする住民のイメージ】

<p>○盛土等区域の隣接地の住民 ⇒A、B、C氏が対象</p>	<p>○盛土等区域の属する自治会の住民 ⇒自治会Aが対象</p>
	

○これは、許可申請するに当たり説明が必要な最低限の範囲を規定したものであり、地域の状況に応じてより多くの住民を対象に説明会を開催することが望ましい場合があります。

○例えば、盛土等区域の下流に位置する自治会の住民にも説明すること等が想定されます。

②説明会開催結果等の報告の作成・提出

- ・説明会を複数回開催した場合には、説明会ごとに報告書を作成するようにしてください。
- ・許可申請書に添付する資料は、以下のとおりです。
 - ア 説明会開催結果等報告書（様式第6号）
 - イ 説明会において配布した資料
 - ウ 議事録（任意様式）
 - *出席者の発言内容と申請予定者の回答等がわかるように記載したもの
 - エ 地域の住民から提出された意見書（任意様式又は参考様式第4号）

(2) 申請者が守るべき構造上の基準

別冊「盛土等の構造基準及び解説」を御覧ください。

ただし、以下の法令の許可等が必要な場合は個別法の基準で設計してください。

他法令の構造基準を適用するケース（条例第14条第2項、施行規則第12条）

◎以下の個別法の許可等が必要な盛土等行為は、土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の防止上必要な措置が講じられているものと見なされるため、盛土条例の構造基準は適用されません。

- ・ 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認を要する行為
- ・ 森林法第10条の2第1項又は第34条第2項の許可を要する行為（同法第44条において準用する場合を含む）
- ・ 地すべり等防止法第18条第1項の許可を要する行為
- ・ 宅地造成等規制法第8条第1項の許可を要する行為
- ・ 都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を要する行為
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可を要する行為
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項の許可を要する行為
- ・ 静岡県砂防指定地管理条例第3条第1項の許可を要する行為

◎なお、これらの個別法の許可等が必要な盛土等行為に係る許可申請については以下の書類を申請書類に添付する必要はありません。

- ・ [1-16] 地盤調査に関する書類
- ・ [1-17] 盛土等の安定計算の結果
- ・ [1-18] 擁壁の構造図、構造計算書
- ・ [1-21] 排水施設の構造図、排水量計算書
- ・ [1-22] 沈砂池の構造図及び容量計算書（沈砂池を設置する場合）
- ・ [1-23] 調整池の構造図及び容量・放流量計算書（調整池を設置する場合）

(3) 申請手数料について

- 許可申請等に係る手数料は次のとおりです。

新規許可	変更許可	承継承認
68,000 円	42,000 円	42,000 円

- 申請手数料は、静岡県収入証紙を貼付けた用紙を申請書に添付することで納めてください。

※収入印紙ではないので御注意ください。

- 静岡県収入証紙を貼付けた申請書は、一度受付けてしまうと払戻し等ができないため、申請内容については盛土対策課に事前相談するようにしてください。
- 静岡県収入証紙については、静岡県会計総務課ホームページを御覧ください。

[【https://www.pref.shizuoka.jp/suitou/syunyusyoshi.html】](https://www.pref.shizuoka.jp/suitou/syunyusyoshi.html)

[静岡県収入証紙の貼付け方法例]

盛土等の申請者：〇〇〇〇株式会社

盛土等の目的：□□の建設

盛土等区域の位置：××市××

収入証紙
10,000 円
静岡県

収入証紙
10,000 円
静岡県

収入証紙
10,000 円
静岡県

収入証紙
10,000 円
静岡県

収入証紙
10,000 円
静岡県

収入証紙
10,000 円
静岡県

収入証紙
4,000 円
静岡県

収入証紙
4,000 円
静岡県

4-4 許可の基準

- ・盛土等の許可を受けるためには、申請者が欠格要件に該当しないことや、構造上の基準に適合すること等、許可の基準を満たすことが必要です。
- ・申請段階になって、これらの基準に適合しないことがないように、十分な確認と検討を行ってください。
- ・なお、欠格要件の該当の有無の確認に当たっては、関係機関への照会等を行うこととなります。

許可の基準（条例第14条第1項）

- 欠格要件〔表1〕のいずれにも該当しないこと
- 盛土等を行おうとする土地の所有者の同意を得ていること
- 管理事務所及び当該管理事務所に置く管理責任者が明確に定められていること
- 盛土等区域外への土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の防止上必要な措置が講じられていること
- 構造基準に適合する計画であること
- 盛土等区域外に排出される水の水質の調査を行うために必要な措置が講じられていること
- 当該申請に係る盛土等区域の土地の地形、地質又は周囲の状況に応じて、生活環境の保全上必要な措置が講じられていること

（注）許可の基準以外の内容に係る申請書類について

- ・許可申請に当たっては、条例第10条各項及び施行規則第6条各項に定められた書類（申請書類チェックリスト（p.31）を参照）を添付した許可申請書を提出する必要があります。
- ・許可の基準を満たしているかの確認以前に、土壌の汚染状況の調査結果や説明会の開催結果に関する書類等、条例で規定されている申請書類の体裁が整わない場合には、盛土等の許可はできません。

[表 1] 欠格要件

- ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- イ 条例第 27 条又は第 28 条第 1 項（許可の取消しに係る部分を除く。）の規定に基づく処分を受けた日から 5 年を経過しない者（当該処分による義務を履行した者を除く。）
- ウ 条例第 28 条第 1 項（第 3 号及び第 4 号を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者
- エ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- オ この条例、浄化槽法その他規則第 9 条各号で定める法令若しくは条例若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分若しくは暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
- キ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 [表 2]
- ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからキまでのいずれかに該当するもの
- ケ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの
- コ 個人で規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの
- サ 盛土等を適正に行うに足りる資力信用を有しない者

[表 2]

その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者とは、申請者について、次のような事情が判明している場合に該当すると判断します。

- (1) 過去において、繰り返しこの条例の許可の取消処分を受けていること
- (2) この条例、浄化槽法、その他規則で定める法令若しくは条例若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分に違反し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けていること
- (3) 暴力団対策法の規定に違反し、又は刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けていること（当該違反又は罪が盛土等の行為に関連してなされ又は犯された場合に限る。）
- (4) (2)に掲げる法令等又はこれらの法令等に基づく処分に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積していること
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用していること（例えば、自己又は自社と友誼関係にある暴力団の威力を相手方に認識させることにより、その影響力を利用するため、自己又は自社と友誼関係に有る者が暴力団員であることを告げ、若しくは暴力団の名称入り名刺等を示し、又は暴力団員に対し暴力団対策法第 9 条各号に定める暴力的要求行為の要求等を行ったこと）
- (6) 暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること（例えば、相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、自発的に用心棒その他これに類する役務の有償の提供を受け、又はこれらのものを行う事業、興行、いわゆる「義理ごと」等に参画、参加し、若しくは援助していること）
- (7) 暴力団員等にその事業活動が支配されていること（典型的には暴力団員等が自己又は他人の名義で多額の出資をし、これを背景として事業活動に相当の影響力を及ぼしていることをいい、その他にも例えば、融資関係、人的派遣関係又は取引関係等を通じて、結果的に暴力団員等が事業活動に相当程度の影響力を有するに至っていることも含まれ、具体的には次の事由が、特段の事情が無い限り、これに該当すると考えられる。）
 - ア 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係に有る者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、役員等であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること
 - イ 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること、売買、請負、委任その他の多額の有償契約を締結していること
- (8) その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な事業の遂行を期待し得ないと認められること

【はじめに御確認ください】

- [関係法令チェックリストの「処分等」の欄に★印のある法令に該当する場合は、こちらにチェックしてください。](#)

【申請書の提出前に御確認ください】

- 本票「申請書類チェックリスト」及び「関係法令チェックリスト」にチェックの上、申請書類に添付してください。
- 申請書類は書類番号順に綴った上で、正本には書類名称又は書類番号を記載したインデックスを貼付してください。
(書類番号に「*」のある書類は、添付順を明記した一覧表を添付する場合に限り、書類番号順に綴らなくても良いこととします。)
- 申請書提出の30日前までに説明会を開催しましたか？
- 必要な金額の収入証紙は添付しましたか？
- 正本1部及び副本2部(計3部)を準備しましたか？

書類番号	提出書類	根拠法令	チェック
1	様式第1号 盛土等許可申請書	規則第6条	<input type="checkbox"/>
1-1	住民票の写し(本籍地が記載されているものであること) ・申請書の正本(1部)にのみ添付することとし、副本(2部)への添付は不要 ・申請者が未成年の場合は、法定代理人の住民票の写しを添付 《注意》・申請者に使用人がある場合は、その使用人の住民票の写しを添付 ・申請者が法人の場合は、役員の住民票の写しを添付	規則第6条 第3項 第1～3号	<input type="checkbox"/>
1-2	法人登記事項証明書 ・正本(1部)には原本を添付し、副本(2部)は写しで可とする。 ・「登記情報提供サービス」にて閲覧できる登記情報を印刷した書類でも可とする。	規則第6条 第3項第2号	<input type="checkbox"/>
1-3	参考様式 第1号 欠格要件に該当しない旨の誓約書 ・参考様式第1号を使用してください。 ・正本(1部)には原本を添付し、副本(2部)は写しで可とする。	規則第6条 第3項第4号	<input type="checkbox"/>
1-4	土地の登記事項証明書 ・正本(1部)には原本を添付し、副本(2部)は写しで可とする。 ・筆数が5筆を超える場合は、登記事項要約書で可とする。 ・「登記情報提供サービス」にて閲覧できる登記情報を印刷した書類でも可とする。	規則第6条 第3項第10号	<input type="checkbox"/>
*1-5	公図写し ・盛土等の区域及び盛土等の用に供する施設の位置がわかる図とすること。 ・筆数が5筆を超える場合は、連続図を作成すること。	規則第6条 第3項第10号	<input type="checkbox"/>
*1-6	位置図 ・縮尺は1/25,000～50,000を標準とし、方位を記載すること。 ・市町域のどの辺りかがわかるような図とすること。	規則第6条 第3項第5号	<input type="checkbox"/>
*1-7	現況平面図 (計画平面図と兼ねることを可とする) ・縮尺は1/2,000以上の地形図を標準とする。 ・申請区域が関連する事業区域(開発行為の区域等)全体が明示されたものとすること。	規則第6条 第3項第6号	<input type="checkbox"/>
*1-8	現況断面図 (計画断面図と兼ねることを可とする) ・縮尺は1/250～500程度を標準とする。	規則第6条 第3項第6号	<input type="checkbox"/>
*1-9	計画平面図 ・現況平面図に準ずる。	規則第6条 第3項第8号	<input type="checkbox"/>
*1-10	計画断面図 ・現況断面図に準ずる。 ・法面の垂直高さ(最大高さ含む)、計画地盤高、勾配及び小段幅を記載すること。	規則第6条 第3項第8号	<input type="checkbox"/>
*1-11	排水計画図 ・流下方向、勾配、排水施設の種別・規格等を記載する。	規則第6条 第3項第8号	<input type="checkbox"/>
*1-12	測量図及び求積図 ・現況平面図に準ずる。	規則第6条 第3項第7号	<input type="checkbox"/>
*1-13	土砂等の量の計算書 ・平均断面法、オベリスクの公式等による。	規則第6条 第3項第12号	<input type="checkbox"/>
*1-14	[記載例] 施工計画書 工事の順序を明らかにした書類	規則第6条 第3項第20号	<input type="checkbox"/>
*1-15	施工計画書 災害を防止するための措置、生活環境を保全するための措置を記載した書類	規則第6条 第3項第21号	<input type="checkbox"/>

添付書類	*1-16	地盤調査に関する書類 (構造基準の解説を踏まえ、必要に応じて添付)	規則第6条第3項第14号	<input type="checkbox"/>	
	*1-17	盛土等の安定計算の結果 (構造基準の解説を踏まえ、必要に応じて添付)	規則第6条第3項第15号	<input type="checkbox"/>	
	*1-18	擁壁の構造図、構造計算書 (構造基準の解説を踏まえ、必要に応じて添付)	規則第6条第3項第16号	<input type="checkbox"/>	
	*1-19	流域図 ・調整池や排水施設の設計に必要な流域がわかる縮尺の地形図とすること。 ・流下方向、勾配等を記載すること。	規則第6条第3項第9号	<input type="checkbox"/>	
	*1-20	排水の水質調査を行うための施設の位置図及び構造図 ・工事中及び完了時に水質の調査を行う集水枘や流末の位置、構造を示すこと。 ・地下水排除工を設けない場合は水質調査対象外のため、添付不要。	規則第6条第3項第13号	<input type="checkbox"/>	
	*1-21	排水施設の構造図、排水量計算書	規則第6条第3項第17号	<input type="checkbox"/>	
	*1-22	沈砂池の構造図及び容量計算書 (沈砂池を設置する場合)	規則第6条第3項第18号	<input type="checkbox"/>	
	*1-23	調整池の構造図及び容量・放流量計算書 (調整池を設置する場合)	規則第6条第3項第19号	<input type="checkbox"/>	
	1-24	参考様式第5号 河川管理者等の同意を証する書類	規則別表第213	<input type="checkbox"/>	
添付書類	2	様式第2号 調査試料採取調書 (土地の利用状況等の調査結果のみを申請に用いる場合は添付不要)	規則第6条第3項第11号	<input type="checkbox"/>	
	【土地の利用状況等の調査結果を申請に用いる場合】				
	2-1	参考様式第2号 土地の利用状況等の調査結果書	規則第6条第3項第11号	<input type="checkbox"/>	
	2-2	参考様式第3号 土地の使用履歴	規則第6条第3項第11号	<input type="checkbox"/>	
	2-3	土地の利用状況等の調査に用いた書類等 ・過去の航空写真、土地の登記事項証明書、土対法の届出書 等	規則第6条第3項第11号	<input type="checkbox"/>	
	【土壌分析調査のみを実施した場合 又は 土地の利用状況等の調査+土壌分析調査を実施した場合】				
	2-4	試料採取地点の位置図 ・事業区域内のどこで調査試料を採取したかがわかるような図面を添付すること。	規則第6条第3項第11号	<input type="checkbox"/>	
	2-5	現場写真 ・現地の状況、試料の採取状況をそれぞれ撮影すること。	規則第6条第3項第11号	<input type="checkbox"/>	
	2-6	計量証明書 ・計量法の登録を受けた事業者が発行する証明書を添付すること。	規則第6条第3項第11号	<input type="checkbox"/>	
	添付書類	3	様式第3号 盛土等に要する経費に係る資金調達計画書 (添付書類は写しでも可とする)	規則第6条第3項第22号	<input type="checkbox"/>
3-1		【個人】直前3年の所得税額と納付済額を証する書類 ⇒納税証明書(その1)	規則第6条第3項第22号	<input type="checkbox"/>	
3-2		【法人】直前3年の各事業年度分の以下の書類 ・貸借対照表、損益計算書 ・その他の財務に関する書類 (株主資本等変動計算書、個別注記表 等) ・法人税額 (国税) と納付済額を証する書類 ⇒納税証明書(その1)	規則第6条第3項第22号	<input type="checkbox"/>	
3-3		【共通】・預貯金残高を証する書類 又は 融資証明書 ・その他の盛土等に要する資金を調達することができることを証する書類	規則第6条第3項第22号	<input type="checkbox"/>	
添付書類	4	様式第4号 土砂等の搬入に係る管理計画書 (事業区域外の土砂等を用いない場合は添付不要)	規則第6条第3項第23号	<input type="checkbox"/>	
	5	様式第5号 盛土に係る土地使用同意書 ・土地所有者の氏名、説明を受けた日付、同意書記入日は同意者本人の自署とすること。 ・申請書には土地の所有者全員の同意書 (写し) を添付し、原本は申請者が保管すること。	規則第7条	<input type="checkbox"/>	
	6	様式第6号 説明会開催結果等報告書	規則第8条第6項	<input type="checkbox"/>	
	6-1	議事録 ・説明会での発言、回答が詳しくわかるものとする。	様式第6号に記載	<input type="checkbox"/>	
	6-2	説明会において配布した資料	様式第6号に記載	<input type="checkbox"/>	
	6-3	参考様式第4号 地域住民からの意見書 (住民からの提出がない場合は添付不要) ・匿名での意見も可とするが、住所欄は大字程度まで記載してもらうことが望ましい。	様式第6号に記載	<input type="checkbox"/>	

関係法令	条項等	処分等	該当有無	手続の状況 (該当時は要選択)
建築基準法	第6条第1項 第6条の2第1項	★確認	<input type="checkbox"/>	未・中・確認済
森林法（林地開発許可）	第10条の2第1項	★許可	<input type="checkbox"/>	未・中・許可済
森林法（保安林解除）	第34条第2項	★許可	<input type="checkbox"/>	未・中・許可済
都市計画法（開発許可）	第29条第1項、第2項	★許可	<input type="checkbox"/>	未・中・許可済
宅地造成等規制法	第8条第1項	★許可	<input type="checkbox"/>	未・中・許可済
鉱業法	第63条第2項	認可	<input type="checkbox"/>	未・中・認可済
採石法	第33条	認可	<input type="checkbox"/>	未・中・認可済
砂利採取法	第16条	認可	<input type="checkbox"/>	未・中・認可済
地すべり等防止法	第18条第1項	★許可	<input type="checkbox"/>	未・中・許可済
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	第7条第1項	★許可	<input type="checkbox"/>	未・中・許可済
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	第10条第1項	★許可	<input type="checkbox"/>	未・中・許可済
農業振興地域の整備に関する法律	第15条の2第1項	許可	<input type="checkbox"/>	未・中・許可済
農地法	第4条第1項 第5条第1項	許可	<input type="checkbox"/>	未・中・許可済
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物の最終処分場 ・第8条第1項 ・第9条第1項	許可 変更許可	<input type="checkbox"/>	未・中・許可済
	産業廃棄物の最終処分場 ・第15条第1項 ・第15条の2の6第1項	許可 変更許可	<input type="checkbox"/>	未・中・許可済
土壌汚染対策法	第4条第1項の届出	届出	<input type="checkbox"/>	未・届出済
	特定有害物質の汚染の除去・拡散防止措置 ・第6条第1項 ・第11条第1項	-	<input type="checkbox"/>	該当・非該当
	汚染土壌処理施設 ・第22条第1項 ・第23条第1項	許可 変更許可	<input type="checkbox"/>	未・中・許可済
静岡県砂防指定地管理条例	第3条第1項	★許可	<input type="checkbox"/>	未・中・許可済
静岡県土採取等規制条例	第3条第1項、第3項	届出	<input type="checkbox"/>	未・届出済
市町が定める盛土等の規制に関する条例	-	許可	<input type="checkbox"/>	未・中・許可済

5 許可後に行う手続

許可後に行う手続として、以下の手続があります。

- (1) 土地の所有者への許可の内容の通知 p. 34
- (2) 標識の掲示 p. 35
- (3) 境界標の設置 p. 37
- (4) 土砂等の搬入 p. 38
- (5) 着手届の提出 p. 48

(1) 土地の所有者への許可の内容の通知（条例第 16 条）

チェック

□ 許可を受けたら遅滞なく※、以下の書類を交付することにより、土地の所有者に許可を受けた内容を通知しなければなりません。

◇許可証の写し

◇盛土等許可申請書（様式第 1 号）の写し

◇盛土等許可申請書（様式第 1 号）の添付書類の写し

（個人情報に該当する「生年月日」は黒塗り等で隠してください。）

※ 許可を受けた日から 10 日以内程度を目安に通知してください。

【解説】

- ・盛土等に同意した土地の所有者に対しても、盛土等の状況確認の義務や盛土等に違反等が見つかった場合には是正命令がされる可能性が規定されました。
- ・申請者は許可を受けた日から遅滞なく、その内容を土地の所有者に対して書面で通知することが規定されました。
- ・書面での通知は、盛土等許可申請書及び添付書類の写しを交付することにより行う必要があります。
- ・添付書類の写しは、土地の所有者が盛土等の状況確認を行う際に必要な内容が記載されたものを交付する必要があります。
- ・あわせて、「土地の所有者が条件の有無についても確認できるよう」、許可に条件が付された場合はその条件も通知しなければならないことが規定されました。

(2) 標識の掲示（条例第 23 条第 1 項、施行規則第 22 条）

チェック

- 標識には、次の内容を記載しなければなりません。
 - 許可を受けた年月日及び番号並びに許可をした者
 - 許可を受けた者の氏名、住所※、連絡先電話番号
 - ※法人の場合は名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地
 - 盛土等の目的
 - 盛土等区域の位置、規模
 - 管理事務所に置く管理責任者の氏名、職名、連絡先の電話番号
 - 盛土等に用いられる土砂等の量
 - 盛土等を行う期間
 - 盛土等区域を示す見取図
- 人目につきやすいところに設置してください。
- 盛土等の着手日までに設置し、盛土等を行う間、掲示しなければなりません。

【解説】

- ・地域の住民が、盛土等が適正に行われていることを確認し、疑問点等を問い合わせできるように、標識の掲示を義務としました。

○ 掲示する内容と標識のイメージ

静岡県盛土等の規制に関する条例 許可標識

許可を受けた日：令和○年○月○日

許可番号：■■第○○○号

許可者：静岡県知事 ○○○○

氏名：(株) ○○○○ 代表取締役 ○○○○

住所：○○市○○110 (電話 ×××-123-4567)

盛土等の目的：住宅用地の造成

盛土等区域の位置：○○市××6 ほか○筆

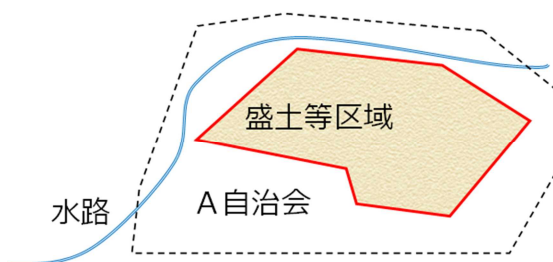
盛土等区域の規模：○○○○m²

管理責任者：工事課長 ○○○○ (電話 080-1234-××××)

土砂等の量：○○○m³

盛土等を行う期間：令和○年○月○日～令和○年○月○日

《盛土等区域を示す見取り図》



90
cm
以上

120cm 以上

(3) 境界標の設置（条例第23条第2項）

チェック

- 許可を受けた盛土等区域との境界に、境界標を設置しなければなりません。
- 境界標は、工事中に施工者が誤って消失させないように、工事中でも視認できるような色や大きさ等となるよう工夫してください。
- 工事中の振動や雨水によって境界標の移動、沈下等が生じないように固定してください。

【解説】

- ・境界標の設置は、盛土等が申請どおりに実施されていることを確認するために必要なものです。
- ・境界標には、木杭、プラスチック杭、コンクリート杭等があり、使用する境界標の種類は指定しませんが、工事期間等を勘案し、適切な素材を選定してください。

(4) 土砂等の搬入（条例第 19 条、施行規則第 16 条）

チェック

- 盛土等の許可を受けた者は、許可を受けた盛土等区域に別の場所から土砂等を搬入しようとするときは、搬入の前に次の事項を確認し、県に報告する必要がある。
 - ◇ 土砂等の発生元
 - ◇ 搬入土砂等に汚染のおそれがないこと
- 搬入土砂等に汚染のおそれがないことの確認方法は、本条例及び施行規則に基づいた方法としてください。
- 盛土等を行う者は、盛土等に用いる土砂等を発生させた者に対して、これらの確認をすることができる書面（土砂等発生元証明書及び搬入土砂等に汚染のおそれがないことを証明する書類）の提出を求めることで、確認することもできます。
- これらの確認ができない土砂等については、受入れできません。

【提出書類】

- 土砂等搬入報告書（様式第 14 号）
- 土砂等発生元証明書（様式第 13 号）
[その 1：土砂の場合、その 2：再生土又は改良土の場合]
- 搬入土砂等に汚染のおそれがないことの確認に用いた書類等
※詳細はホームページ「土砂等を『運び出そうとしている方』及び『受け入れる方』へ」に掲載の「証明書類の作成例」を御確認ください。

【解説】

- ・土砂基準に適合しない土砂等による盛土等が行われないようにするため、土砂等の搬入前に、汚染のおそれがないことを確認することが規定されました。
- ・盛土等を行う者は、「土砂等発生元証明書」により、汚染のおそれがないことを確認し、確認した旨を知事に報告することとしました。

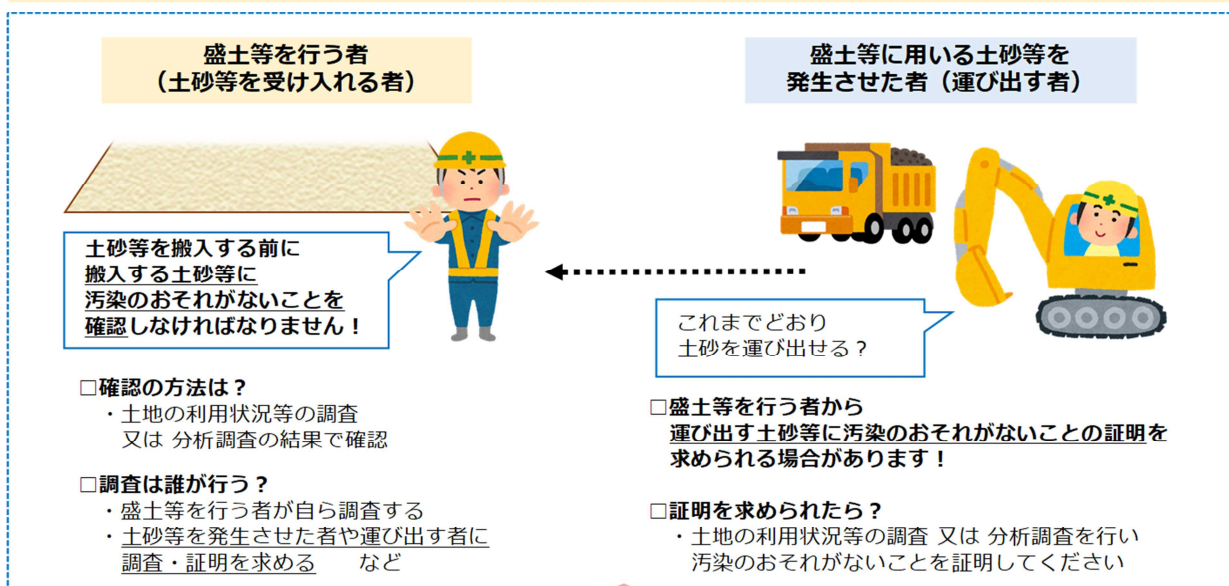
【盛土等の許可の有無にかかわらず確認が必要】

搬入する土砂等に汚染のおそれがないことの確認について

- (!) 盛土等の許可の有無にかかわらず、土砂等を搬入する前には「土砂等の発生元」及び「搬入土砂等に汚染のおそれがないこと」を確認しなければなりません。
- (!) **本ページから p. 47 までで解説する内容は、盛土等の許可の有無にかかわらず、共通した内容**となっています。

搬入する土砂等に汚染のおそれがないことの確認のイメージ

条例の許可を受けて盛土等を行う者は、盛土等に用いる土砂等に汚染のおそれがないことの確認が必要です！



(大前提) 土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行うことはできません！

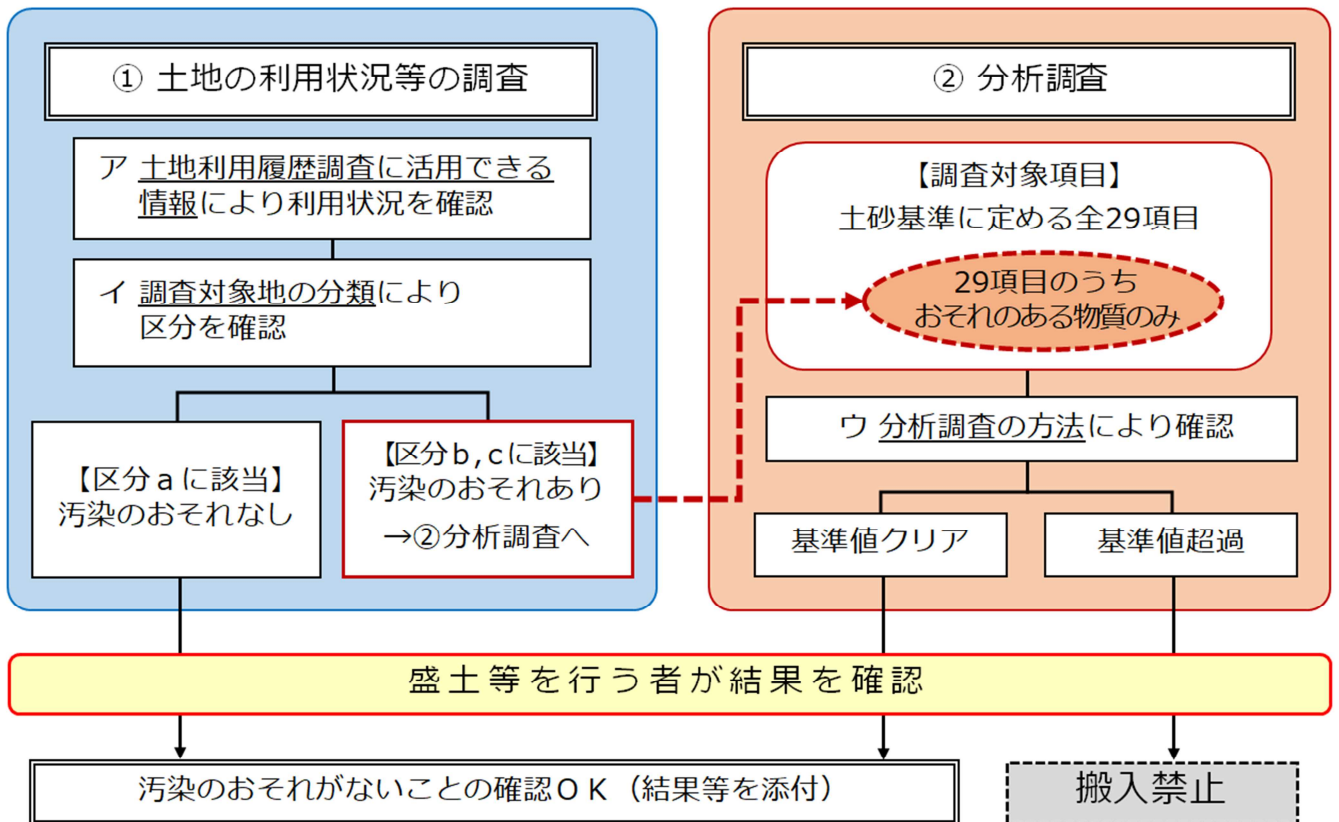
【盛土等の許可の有無にかかわらず必要なこと】

- ・条例第8条に「何人も、土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行ってはならない」ことが明記されました。(図中「大前提」部分)
- ・このことから、盛土等の許可の有無にかかわらず、搬入する土砂等に汚染のおそれがないことを確認しなければならなくなりました。

【盛土等の許可を受けた者の義務】

- ・盛土等の許可を受けて盛土等を行う者は、土砂等の搬入前に行った確認の結果を県に報告する必要があります。

○ 「搬入土砂等に汚染のおそれがないこと」を調査する方法



- ①又は②、どちらの調査で開始しても構いません。
- [①土地の利用状況等の調査] から開始する場合は p. 41 へ。
- [① 土地の利用状況等の調査] から [② 分析調査] に移行 (①の調査にて区分 b 又は c に該当) する場合は p. 44 へ。
- [②分析調査] から開始する場合は p. 47 へ。
- 条例で定める土砂基準については p. 11 へ。

【土砂等の搬入前の調査手順】①土地の利用状況等の調査から始める場合

①土地の利用状況等の調査

- ・「ア 土地の利用状況等の調査に活用できる情報」(p. 42)を用いて、盛土等を行う区域(以下「調査対象地」という。)の土地の利用状況等を調査し、以下に挙げる項目について可能な限り遡って調査してください。

- 土地の利用の状況
- 有害物質の製造、使用又は処理の状況
- 有害物質による土壌又は地下水の汚染の概況
- その他、調査対象地における土砂基準物質による汚染

- ・土地の利用状況等の調査結果の整理は、参考様式第2号を活用ください。
- ・アの情報のうちのいずれかで土地の利用状況を証明できる場合は、当該情報のみを用いて調査を行っていただいて構いません。
- ・アの情報を活用して調査した結果を「イ 調査対象地の分類」に当てはめて分類してください。
⇒分類の結果【a 汚染が存在するおそれがないと認められる土地】に該当した場合は、土砂基準に適合していることを確認できたものとします。
⇒分類の結果【b 汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地】又は【c 汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地】に該当した場合は、調査対象地において使用されたおそれのある物質に絞って「② 分析調査」を実施する必要があります。

ア 土地の利用状況等の調査に活用できる情報

情報	概要
現況地図・写真	<ul style="list-style-type: none"> ・撮影日、撮影位置がわかる資料としてください。
過去の国土地理院の地図 過去の住宅地図 過去の航空写真	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の利用状況が変化したこと（例：田→住宅）又は変化のないこと（例：田→田）が確認できる時点まで調査してください。 ・国土地理院又は国土交通省のホームページにて概ね昭和20年代以降の航空写真を閲覧・入手できます。
ヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象地の周辺住民や関係者（調査対象地が事業場の場合は過去の従事者等）へのヒアリングも有効です。
土地、建物の登記簿 （登記事項証明書）	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の利用状況等の履歴や工場、事業場の名称等の把握のため、登記事項証明書を確認してください。 ・当該土地を管轄する法務局で入手できます。
行政保有情報	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質の使用等の情報については、水質汚濁防止法、下水道法の有害物質使用特定施設や貯蔵施設の届出、ダイオキシン類対策特別措置法の届出、特定事業場の有無等で把握することができます。 ・当該土地を管轄する都道府県や市町で入手できます。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記資料のほか、土地の地質の情報（自然由来による汚染の情報等）、汚染のおそれを把握する上で必要な情報がある場合には、土地の利用状況等の履歴を調査するにあたり必要と考えられる資料を適宜調査してください。

イ 調査対象地の分類

区分	a	b	c
利用履歴	住宅、山林、田畑等、 <u>土砂基準物質の使用等 がなかったことが明らか な土地</u>	土砂基準物質を直接扱っていた施設の敷地ではないが、当該敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地（工場の事務所、作業場、資材置場、倉庫、中庭等）	<u>a 及び b 以外の土地</u> ・ 土砂基準物質の製造、使用、貯蔵、処理等が行われた土地 ・ 過去に当該土地や隣接地等において汚染が認められた土地
分類	<u>汚染が存在するおそれがないと認められる土地</u>	<u>汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地</u>	<u>汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地</u>
対応	調査終了	使用されたおそれのある物質に絞って分析調査を実施 （「ウ 分析調査の方法」を参照）	

※ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法施行令第1条に規定する特定施設があった土地を【c 汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地】に分類してください。

【調査手順】①土地の利用状況等の調査から②分析調査に移行する場合

②分析調査

- ・①「イ 調査対象地の分類」で【a 汚染が存在するおそれがないと認められる土地】以外に分類された場合は、使用されたおそれのある土砂基準物質について「ウ 分析調査の方法」に基づいて調査を実施し、土砂基準に適合していることを確認してください。
- ・①の調査を行わずに、②の調査から開始する場合は、p. 47 を確認してください。

使用されたおそれのある土砂基準物質を絞り込む方法

- ・使用されたおそれのある土砂基準物質については、以下のような方法で絞り込むことができます。
 - 土砂基準物質を使用していた施設の所有者等へのヒアリング
 - 水質汚濁防止法の届出の有無等、行政保有情報の確認
- ・調査対象地において使用されたおそれのある土砂基準物質を絞り込めない場合は、土砂基準に定められた全 29 項目の物質について分析調査を実施する必要があります。

ウ 分析調査の方法

項目	内容
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂基準（別表第1）のうち、調査対象地で使用していたこと等を把握した物質[*]の調査を実施する。 ・土砂基準に含有量基準が定められている物質については、含有量基準を含めて調査する。
試料採取調査頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・「①土地の利用状況等の調査」の結果に基づき、次の頻度で実施すること。 <ul style="list-style-type: none"> 【b 汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地】 ⇒ <u>900 m³毎に1回</u> 【c 汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地】 ⇒ <u>100 m³毎に1回</u> ・上記の土砂量に満たない場合でも、1回の試料採取・調査が必要。 (例) 土砂等の発生場所に過去に工場があり、有害物質の使用があった土地（イの分類で【c】に該当） ⇒土砂等の発生量が50 m³の場合の調査頻度…1回
試料採取方法	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の中心部分（当該土砂等において基準不適合土砂等が存在するおそれが多いと認められる部分にあつては、当該部分）の土砂等を採取すること。
分析方法	<ul style="list-style-type: none"> ・[4-2 (2) エ 分析方法] (p.20) と同じ。
分析を行う者	<ul style="list-style-type: none"> ・計量証明事業者

※調査対象地において使用されたこと等を把握した物質が下記〔分解生成物として調査が必要な項目〕の左欄に掲げる物質である場合は、右欄に掲げる物質（分解生成物）も含めて調査する必要があります。

エ 分解生成物として調査が必要な項目

物質	分解生成物
四塩化炭素	ジクロロメタン
1,1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
テトラクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、 1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、 1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、 1,2-ジクロロエチレン

【解説】

使用されたおそれがある土砂基準物質については、以下のような方法で絞り込むことができます。

- ・土砂基準物質を使用していた施設の所有者等からのヒアリング
- ・水質汚濁防止法の届出の有無等、行政保有情報の確認

※使用されたおそれがある土砂基準物質を絞り込めない場合

土砂基準に定められた全ての物質について、分析調査を実施する必要があります。

【調査手順】②分析調査から開始する場合

- ・すべての土砂基準物質について「オ 直接分析調査を行う方法」に基づき、調査を実施してください。
- ・分析調査の結果、土砂基準に適合している場合は「汚染のおそれがないことの確認」ができたとみなすことができます。

オ 直接分析調査を行う方法

項目	内容
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂基準（別表第1）の全ての物質について調査を実施する。 ・土砂基準に含有量基準が定められている物質については、含有量基準も調査する。
試料採取 調査頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>100 m³ごとに1回、調査を行う。</u> ・土砂等の発生量が100 m³に満たない場合でも1回の試料採取・検査が必要です。 （例）土砂等の発生量が50 m³の場合⇒1回
試料採取方法	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の中心部分の土砂等を採取すること。
分析方法	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂基準の分析方法（4-2（2）③）と同じ。
分析を行う者	<ul style="list-style-type: none"> ・計量証明事業者

《改良土又は再生土の場合》

- ・全ての土砂基準物質について分析調査を実施し、土砂基準に適合していることを確認してください。
 - ・また、改良土又は再生土の場合は、その製造場所や製造方法等をあわせて確認する必要があります。
 - ・再生土又は改良土の製造者に、すべての土砂基準物質の分析結果（写しで可）及び製造工程が分かるもの（処理フロー図）を求めてください。
 - ・再生土又は改良土の製造者は、土砂基準に適合した製品を適正に販売するためにも、販売するロット単位等、適切な頻度で分析を行う必要があります。
- ⇒「オ 直接分析調査を行う方法」に記載のとおり「100 m³ごとに1回」の頻度で調査を行う必要はありません。

(5) 着手届の提出（条例第 18 条、第 28 条、施行規則第 15 条）

チェック

- 盛土等着手届出書（様式第 12 号）は、着手した日から 10 日以内に知事に提出する必要があります。
- 許可を受けた後、正当な理由なく盛土等に着手しないまま 1 年が経過すると、許可が取り消されます。

【解説】

- ・盛土等（盛土等の用に供する施設を含む。）に着手した日を確定させ、そのことを確認するため、知事に着手届を提出することを規定しました。
- ・したがって、着手前ではなく、着手した日から 10 日以内に提出することとしています。
- ・なお、届出は、着手した日から 10 日以内に県に到達している必要があります。
（静岡県行政手続条例第 36 条）
- ・郵送での提出の場合、郵送にかかる期間を考慮して遅くとも着手した日から 10 日以内の消印となるように提出してください。

6 施工中に行う手続

施工中に行う手続として、以下の手続があります。

- (1) 土砂等管理台帳の作成・・・・・・・・・・ p. 49
- (2) 土砂等管理台帳の閲覧・保存・・・・・・・・ p. 50
- (3) 土砂等使用量報告書の提出・・・・・・・・ p. 51
- (4) 水質・土壌の汚染状況の調査の実施・報告・・・ p. 52

(1) 土砂等管理台帳の作成（条例第 20 条、施行規則第 17 条）

チェック

《土砂等を搬入する場合》

- 毎月末までに「土砂等管理台帳（様式第 15 号）」を作成する必要があります。
- 土砂等管理台帳には、土砂等が発生した場所ごとに、発生させた者の氏名・住所、1日あたりの搬入量・車両台数を記載してください。

《一時的な堆積を行っている場合》

- 毎月末までに「土砂等管理台帳（様式第 15 号）」を作成する必要があります。
- 土砂等管理台帳には、土砂等が発生した場所ごとに、発生させた者の氏名・住所、1日あたりの搬入量及び搬出量・車両台数を記載してください。

【解説】

- ・盛土等に使用される土砂等の量の適正な管理を行うため、「土砂等管理台帳」を整備することを求めました。

作成時の留意点

- ・土砂等の発生場所ごとに「土砂等管理台帳」を作成することになっているため、1日に複数の場所から土砂等を搬入する場合は、複数枚の台帳を作成することとなります。
- ・台帳の土砂の搬入量（ほぐし土量）と実際の盛土等の量（締固め土量）は一致しなくても問題ありません。
⇒変更の必要性については、実際の盛土量で管理してください。
- ・搬入量と車両台数の管理により、過積載の防止に努めてください。

(2) 土砂等管理台帳の閲覧・保存（条例第24条、施行規則第23条）

チェック

- 盛土等を行う者は、知事に提出した書類（申請書、土砂等搬入報告書、土壤汚染状況調査報告書等）の写し及び土砂等管理台帳を、管理事務所に保管しなければなりません。
- 管理事務所に保管している書類は、工事期間中に地域住民等から閲覧の希望があった場合には、閲覧させなければなりません。
- これらの書類は、工事の完了（廃止）後5年間保存しなければなりません。

【解説】

- ・盛土等を円滑に実施するためには、施工に関わる者が申請書等の内容を理解することや、地域の住民の理解を得ることが重要です。
- ・また、盛土等が完了後に災害を受けた場合や、河川等の水質への悪影響の原因として懸念されるような場合に備え、盛土等の完了又は廃止後5年間は、知事に提出した申請書、土砂等搬入報告書、土壤汚染状況調査報告書等を保存することを規定しました。

(3) 土砂等使用量報告書の提出（条例第 21 条、施行規則第 18 条）

チェック

- 盛土等に使用した土砂等の量を定期的に報告する必要があります。
 - ◇ 4月～9月分・・・10月末日までに提出
 - ◇ 10月～3月分・・・4月末日までに提出
 - 報告にあたっては、次の様式を使用してください。
 - 一時堆積の場合以外・・・土砂等使用量報告書（様式第 16 号）
 - 一時堆積の場合・・・土砂等搬入量及び搬出量報告書（様式第 17 号）
- 【添付書類】
- 土砂等管理台帳（様式第 15 号）の写し
 - 盛土等完了届出書及び廃止（休止）届出書には、直近の定期報告後に用いられた土砂等の量を添付する必要があります。

【解説】

- ・盛土等を行う者が、盛土等で使用した土砂等の量を適正に管理するため、土砂等管理台帳（様式第 15 号）の整理を求めています。
- ・県でもその状況を把握するため、土砂等管理台帳の内容がとりまとめられた「土砂等使用量報告書」として、毎年 4 月末及び 10 月末までに提出してもらうこととしました。
- ・なお、土砂等使用量報告書（様式第 16 号）又は土砂等搬入量及び搬出量報告書（様式第 17 号）には、土砂等管理台帳（様式第 15 号）の写しを添付する必要があります。

(4) 水質・土壌の汚染状況の調査の実施・報告（条例第22条、施行規則第19条、第20条、第21条）

チェック

- 盛土等を行う者は、着手日から6か月ごとに水質及び土壌の汚染状況の調査を行わなければなりません。
- 調査の結果は、次の様式により調査日から1か月以内に知事に提出しなければなりません。
 - ・水質調査の結果⇒「水質調査報告書（様式第18号）」
 - ・土壌調査の結果⇒「土壌汚染状況調査報告書（様式第19号）」
- 盛土等が完了又は廃止した場合も、これらの調査を実施し、その結果を知事に報告しなければなりません。
- 各調査結果を報告する書類には、以下の書類の添付が必要です。
 - ◇ 試料を採取した地点を示した位置図
 - ◇ 現場の写真（採取位置の全景と試料の採取状況がわかるもの）
 - ◇ 計量証明書

【解説】

- ・本条例は、盛土等の構造の安全性の確保に加え、生活環境の保全を求める内容となっています。
- ・環境の保全のため、定期的に水質及び土壌の汚染状況の調査を実施することを規定しました。
- ・調査結果には、計量証明書を添付することが必要です。
- ・試料採取に当たっては、計量証明事業者に採取を依頼するか、自ら採取した試料を計量証明事業者を持ち込む場合には事前に採取方法を確認しておく等、適切に行ってください。
- ・調査結果については、調査日から1か月以内の提出が規定されていますが、天候や分析に要する時間によっては、提出が遅れることもやむを得ませんので、遅れた場合はその理由を添付してください。
- ・定期調査で、水質又は土壌に汚染が確認された場合は、直ちに盛土等を停止し、汚染が確認されたことを県に報告してください。
また、汚染の原因の究明や、原因によっては汚染土の撤去が必要になることが考えられます。
- ・このようなことを避けるため、土砂等を搬出する者及び搬入する者は、条例で規定する定期的な調査に加え、自主的な調査の実施も検討ください。
- ・また、いつ、どこに、どこからの土砂等が搬入されたかを確認できるよう、適切に土砂等の搬入の管理を行うことも重要です。

①水質の汚染状況の調査（施行規則第 19 条）

チェック

- 水質の汚染状況の調査は、次に該当する場合に実施してください。
 - ・ 盛土等区域内の流水や湧水を排除するため、地下水排除工（暗渠工等）を設置する場合
 - ・ 当該地下水排除工からの採水が可能な場合
- 定期報告や完了の前後 1 か月以内の、降雨後等のできるだけ排水が多く流れているときに採水してください。

【解説】

- ・ 令和 5 年 9 月の運用見直しにより、地表面の雨水の集水による調査は不要となりました。
- ・ 地下水排除工の設置の要否は、構造基準に基づいて判断する必要があります。
- ・ 地下水排除工を設置するものの、調査に必要な量の採水ができない場合には調査は不要としました。

ア 水質調査における採水場所

- ・ 水質調査は、盛土等を行う区域外に基準に適合しない水の排出を行わないために実施するものです。
- ・ 地下水排除工の排水口付近において採水してください。
- ・ 地下水排除工の排水口付近からの常水がない場合は、工程を勘案し、定期報告や完了の前後 1 か月以内の、できるだけ多くの排水が流れているとき（降雨後等）に試料を採取し、分析調査を行うようにしてください。

イ 水質の分析方法（施行規則第 19 条）

物質の種類	分析方法
1, 4-ジオキサン	水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）
ダイオキシン類	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について（平成 11 年環境庁告示第 68 号）
それ以外	地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件（平成 15 年環境省告示第 17 号）

ウ 水質基準（施行規則第 21 条、別表第 4）

物質の種類	基準
クロロエチレン	1 リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	1 リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	1 リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	1 リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 リットルにつき1ミリグラム以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	1 リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
ベンゼン	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。
シアン化合物	シアンが検出されないこと。
水銀及びその化合物	1 リットルにつき水銀0.0005ミリグラム以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン0.01ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。
ひ素及びその化合物	1 リットルにつきひ素0.01ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素0.8ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素1ミリグラム以下であること。
シマジン	1 リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
チオベンカルブ	1 リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
チウラム	1 リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
有機りん化合物	検出されないこと。
1, 4-ジオキサン	1 リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。
ダイオキシン類	1 リットルにつき1 pg-TEQ以下であること。

備考 ダイオキシン類の値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

②土壌の汚染状況の調査（施行規則第 20 条）

チェック

- 施工中における土壌の汚染状況の調査は、スクリーニング分析により行うことができます。
- スクリーニング分析の結果、土砂基準（p. 11）を超過した場合は〔4-2（2）ウ 分析調査の方法〕（p. 18）により再調査（詳細調査）を行い、土壌の汚染状況を詳細に把握しなければなりません。
- 完了時の土壌の汚染状況の調査において、スクリーニング分析を実施することはできません。
- 盛土等区域と同一の事業区域で発生する土砂等（＝現地流用土）のみによる盛土等において、申請前に現地流用土分析調査（p. 21）を実施した場合は、施工中における土壌の汚染状況の調査を省略することができます。

【解説】

- ・搬入する土砂等については、土砂等発生元証明書等により「汚染のおそれがないこと」を確認しているため、施工中における土壌の汚染状況の調査をスクリーニング分析とすることとしました。

土壌の汚染状況の調査（スクリーニング分析）の方法

ア 土砂等の採取方法※

（ア）次の表の左欄に掲げる盛土等区域の面積の区分に応じ、当該盛土等区域をそれぞれ当該右欄に定める区域の数以上の区域に区分します。

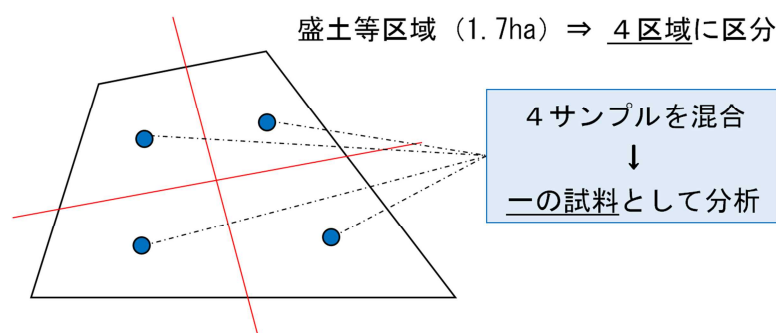
盛土等区域の面積	区域の数
0.5ヘクタール未満	2
0.5ヘクタール以上 1ヘクタール未満	3
1ヘクタール以上 2ヘクタール未満	4
2ヘクタール以上 3ヘクタール未満	5
3ヘクタール以上 4ヘクタール未満	6
4ヘクタール以上 5ヘクタール未満	7
5ヘクタール以上 6ヘクタール未満	8
6ヘクタール以上 7ヘクタール未満	9
7ヘクタール以上 8ヘクタール未満	10
8ヘクタール以上 9ヘクタール未満	11
9ヘクタール以上 10ヘクタール未満	12
10ヘクタール以上	13

※ 区分の考え方は〔4-2（2）ウ 分析調査の方法〕（p. 18）と同様です。

(イ) 試料の用に供される土砂等は、(ア)の規定により区分した各区域の1地点において採取した土砂等を等量混合し、一の試料とします。

(ウ) (イ)の規定により作成した試料は、土砂基準 (p. 11) の表の左欄に掲げる物質の種類ごとに「イ 分析方法」により測定してください。

[(イ) 及び (ウ) のイメージ]



イ 分析方法^{※1}

物質の種類	分析方法
1,4-ジオキサン	土壌の汚染に係る環境基準について (平成3年環境庁告示第46号)
銅	土壌の汚染に係る環境基準について (平成3年環境庁告示第46号)
ダイオキシン類	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁 (水底の底質の汚染を含む。) 及び土壌の汚染に係る環境基準について (平成11年環境庁告示第68号)
それ以外 ^{※2}	土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件 (平成15年環境省告示第18号)
	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件 (平成15年環境省告示第19号)

※1 分析方法は [4-2 (2) エ 分析方法] (p. 20) と同様です。

※2 土砂基準物質のうち、1,4-ジオキサン、銅、ダイオキシン類を除く 26 項目。

申請前に「現地流用土分析調査」を実施した場合の取扱い

チェック

- 現地流用土のみによる盛土等の行為において、申請前に「現地流用土分析調査」(p. 21)を実施した場合は、施工中及び完了時の土壌分析調査を省略することができます。
- 許可申請時からの計画変更により事業区域外からの土砂等を搬入して盛土等を行った場合、施工中及び完了時の土壌分析調査を省略することはできません。
- 申請前に「現地流用土分析調査」を行ったか否かにかかわらず、盛土等区域外に排出される水の水質調査は省略することはできません。
- 施工中及び完了時の土壌分析調査を省略した場合でも、土壌汚染状況調査報告書(様式第19号)の提出は必要です。

【施工中及び完了時の土壌分析調査を省略した場合の提出書類】

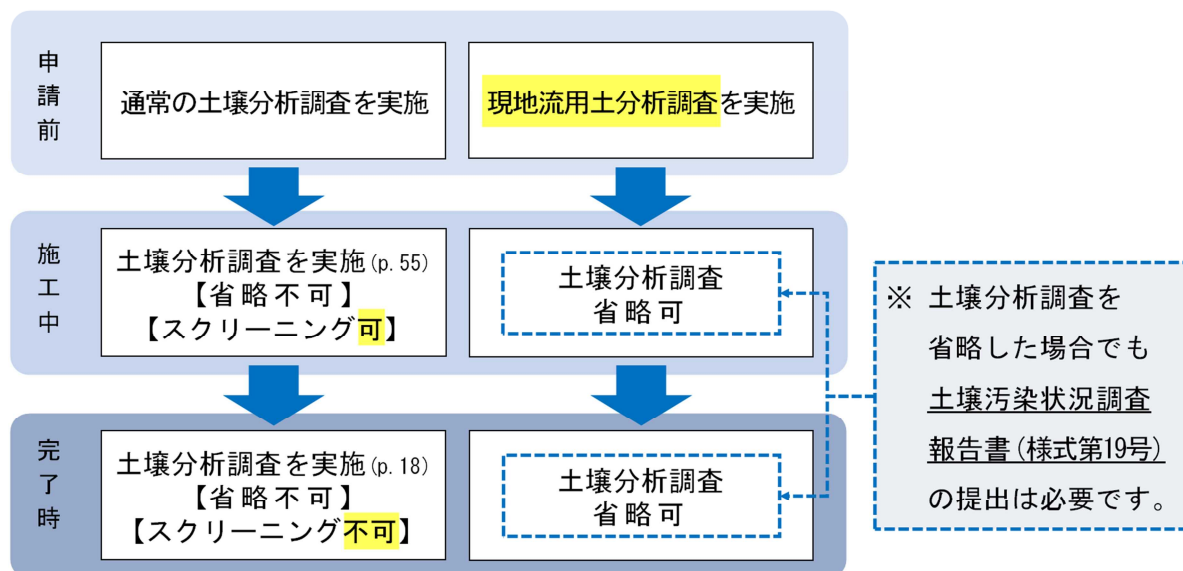
- 土壌汚染状況調査報告書(様式第19号)

※ 備考欄に「対象期間内に区域外からの土砂等の搬入はなし」と記載

【解説】

- ・同一事業区域の土砂等のみによる盛土等については、外部からの汚染の持ち込みはないと考えられるため、施工中及び完了時の土壌分析調査を省略することを認めます。
- ・なお、施工中及び完了時の土壌分析調査を省略した場合でも、土壌汚染状況調査報告書(様式第19号)は提出しなければなりません。

[現地流用土のみで盛土等を行う場合の土壌の汚染状況の調査のイメージ]



③ 工事中の土砂等の搬入・搬出に関する書類の作成等の流れ

時期	作成等が必要な書類
土砂等の搬入前	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 搬入する土砂等に 汚染のおそれがないことの確認 </div> <p>○土砂等搬入報告書の提出(様式第14号) 【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂等発生元証明書 ・搬入する土砂等に汚染のおそれがないことの調査結果
土砂等の搬入後	<p>○土砂等管理台帳の作成(様式第15号(その1)) 【記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の発生者の氏名、住所 ・土砂等の発生場所ごとの1日あたり搬入量及び搬入のための車両台数 <p>《一時堆積の場合のみ》</p> <p>○土砂等管理台帳の作成(様式第15号(その2)) 【記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日あたりの土砂等の搬入・搬出量及び搬入・搬出のための車両台数
盛土等の施工中	<p>○管理事務所での土砂等管理台帳及び申請書の写しの閲覧 ※生年月日、住民票の写し等の個人情報は除く</p> <p>○土砂等使用量報告書の提出(様式第16号) 《一時堆積の場合のみ》</p> <p>○土砂等搬入量及び搬出量報告書の提出(様式第17号)</p>
<p>①10月末日まで(4月～9月分)</p> <p>②4月末日まで(前年10月～3月分)</p>	<p>○水質調査報告書の提出(様式第18号) 【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採水地点の位置図 ・現場の写真(採取場所、採取状況がわかる写真) ・計量証明書 <p>○土壌汚染状況調査報告書の提出(様式第19号) 【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の採取地点の位置図 ・現場の写真(採取場所、採取状況が分かる写真) ・計量証明書
着手から6か月ごと	
完了後5年間	○土砂等管理台帳の保存

搬入する土砂等に汚染のおそれがないことを確認するために必要な書類

○土砂等発生元証明書(様式第13号(その1))
【添付書類】

- ・土地の利用状況等の調査結果(又は)
- ・土壌調査(分析調査)の結果

《再生土・改良土を搬入する場合》

○土砂等発生元証明書(様式第13号(その2))
【添付書類】

- ・土壌調査(分析調査)の結果
- ・製造工程がわかる書類

(※) 搬入する土砂等に汚染のおそれがないことを証明する者については条例で規定していません。

(※) 土砂等を発生させた者に証明を求める場合は、上記の書類を提出してもらい、内容を確認した結果を知事に報告してください。

(※) 土壌分析調査省略の場合様式第19号の備考欄には対象期間内に区域外からの土砂等の搬入はなしと記載してください。

【添付書類】なし

7 完了、廃止、休止時に行う手続（条例第 25 条、施行規則第 24 条）

チェック

- 盛土等が完了した場合には、完了後 15 日以内に「盛土等完了届出書（様式第 20 号）」を知事に提出する必要があります。
- 完了届には、定期報告から完了日までの土砂等の使用量を添付する必要があります。（施行規則第 18 条）
- 完了時に実施する水質調査及び土壌の汚染状況の調査の分析が間に合わない場合は分析が完了次第、「水質調査報告書（様式第 18 号）」及び「土壌汚染調査状況報告書（様式第 19 号）」を提出してください。
- 盛土等を廃止又は休止した場合には、「盛土等廃止（休止）届出書（様式第 21 号）」を提出する必要があります。
- 盛土等を再開する場合は「盛土等再開届出書（様式第 22 号）」により、再開後の工程や搬入計画を提出する必要があります。
- 盛土等完了届出書及び盛土等廃止（休止）届出書には、次のことがわかる書類や写真等を添付してください。
 - ・災害の防止に必要な措置が行われていること
 - ・構造基準に適合していること
 - ・水質調査に必要な措置が行われていること
 - ・生活環境の保全に必要な措置が行われていること

【解説】

- ・盛土等を行う者は、盛土等の工事の完了時、廃止時、休止（中断）時及び再開時には、知事に届出なければなりません。
- ・知事は完了又は廃止（休止）届出書の提出を受けて、災害の防止上必要な措置が講じられていること等を確認し、届出た者にその結果を通知することとしています。
- ・知事が完了又は廃止（休止）届出書の内容が許可基準に適合しないと認めたときは、是正措置を講じなければならないこととしています。

進捗状況別 手続の整理

工事の進捗	届出の種類	提出期限	添付書類
完了	盛土等完了届出書 (様式第 20 号)	完了後 15 日以内	p. 66 を参照 (【完了時】提出書類チェックリスト)
廃止	盛土等廃止(休止) 届出書 (様式第 21 号)	廃止後 30 日以内	p. 65 を参照 (【許可後】提出書類チェックリスト)
休止		休止後 10 日以内	
再開		休止工事 の再開時	

県による確認等

①県による確認・通知

- ・完了又は廃止(休止)届出書が提出された場合は、県は当該届出のあった盛土等が許可の基準に適合しているかの確認を行います。
- ・確認のため、現地調査を行う場合があります。
- ・県は、届出をした者に対して、これらの確認の結果を通知します。

確認する内容(条例第 14 条第 1 項第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号及び第 3 項)

- ・災害の防止上必要な措置が講じられていること
- ・構造基準に適合するものであること
- ・水質の調査を行うために必要な措置が講じられていること
- ・生活環境の保全上必要な措置が講じられていること
- ・許可に当たって付された条件に適合していること

②災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置

- ・①〔確認する内容〕に適合しない旨の通知を受けた場合は、当該盛土等について、構造基準に適合させる等、必要な措置を講じなければなりません。

8 変更、地位承継に関する手続（条例第15条、第16条、第26条、施行規則第13条、第25条）

チェック

【盛土等を行う者・内容等に変更が生じた場合】

- 許可申請の内容に変更が生じた場合、変更許可申請又は変更の届出が必要となります。
- 施行規則第13条に規定する「盛土等の土砂量の減少」や「期間の短縮」等の軽微な変更該当する場合は、「盛土等変更届出書（様式第8号）」による届出が必要です。
- 軽微な変更を行った場合は、その内容を土地の所有者に書面で通知する必要があります。
- 軽微な変更以外の変更の場合は、以下の手続が必要です。
 - ① 土地の所有者への変更の内容の説明及び同意の取得
 - ② 周辺住民への説明会の開催
 - ③ 「盛土等変更許可申請書（様式第7号）」による知事への許可申請
 - ④ ③の許可後遅滞なく土地の所有者に対する許可の内容の書面通知

チェック

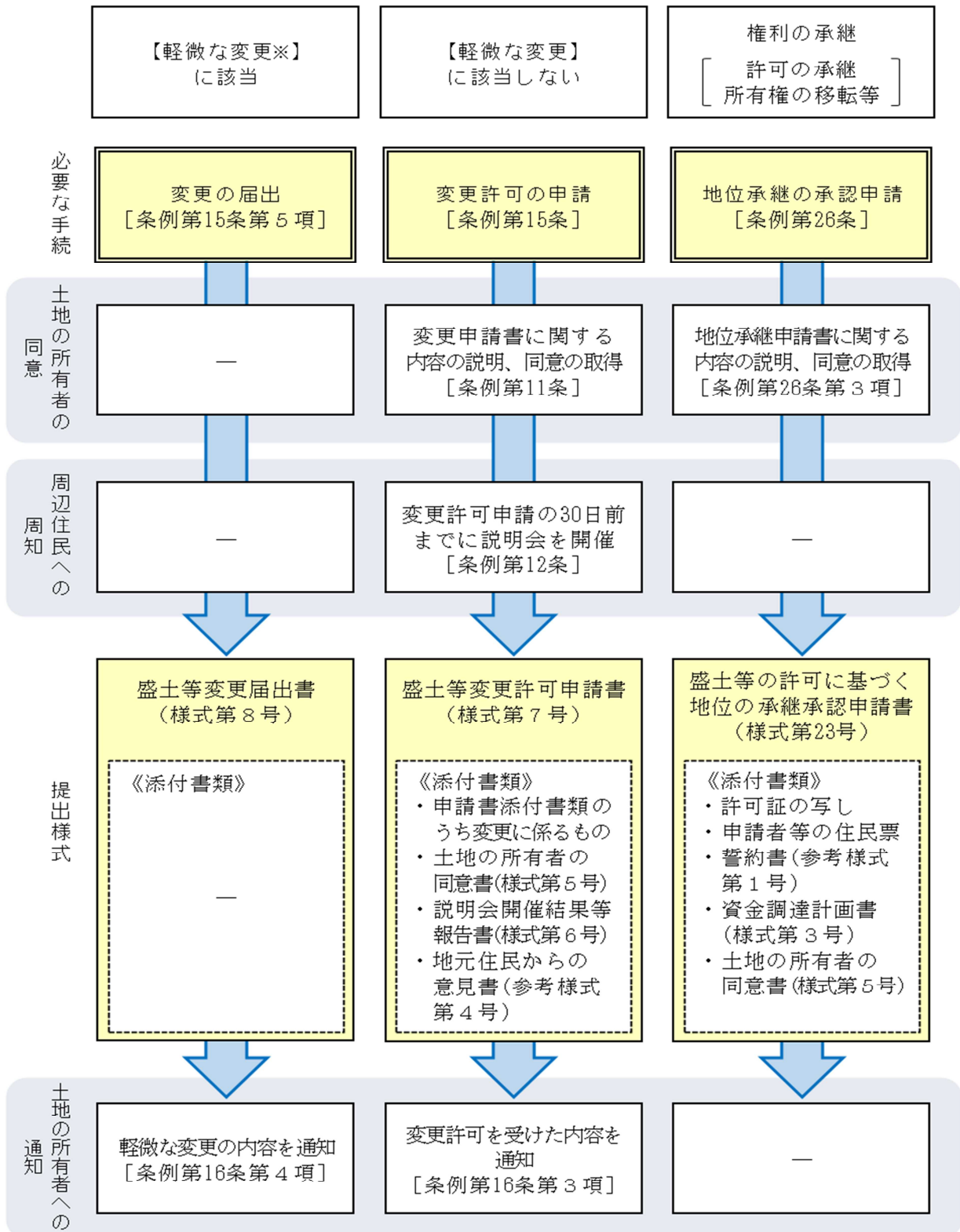
【地位の承継が生じた場合】

- 権利の承継（許可の承継、所有権の移転等）が生じた場合、権利の承継を受けた者は以下の手続が必要です。
 - ① 土地の所有者への承継内容の説明、同意取得
 - ② 「盛土等の許可に基づく地位の承継承認申請書（様式第23号）」による、知事の承認の取得

【解説】

- ・工事中に生じる変更の内容に応じた手続を行うことが規定されています。
- ・変更許可申請や地位承継申請を行う際には、事前に土地の所有者への説明と同意の取得等を行うことが規定されました。
- ・これは、土地の所有者も盛土等について責任を負うことから、盛土等を行う者が責任をもって説明等をしなければならないことを規定したものです。

変更・地位の承継に係る必要な手続の整理



※「軽微な変更」に該当する変更（施行規則第13条第1項）

- ・許可を受けた者（役員、法定代理人、使用人）の氏名、住所等の変更
- ・管理事務所の所在地、管理責任者の氏名又は職名の変更
- ・盛土等に用いられる土砂等の量を減少する変更
- ・盛土等を行う期間を短縮する変更
- ・盛土等に用いられる土砂等の搬入に関する計画の変更
（土砂等の種類の変更を除く）
- ・災害の発生を防止するための施設等の機能を高める構造の変更

9 土地の所有者が変更になった場合の手続（条例第 17 条、第 28 条）

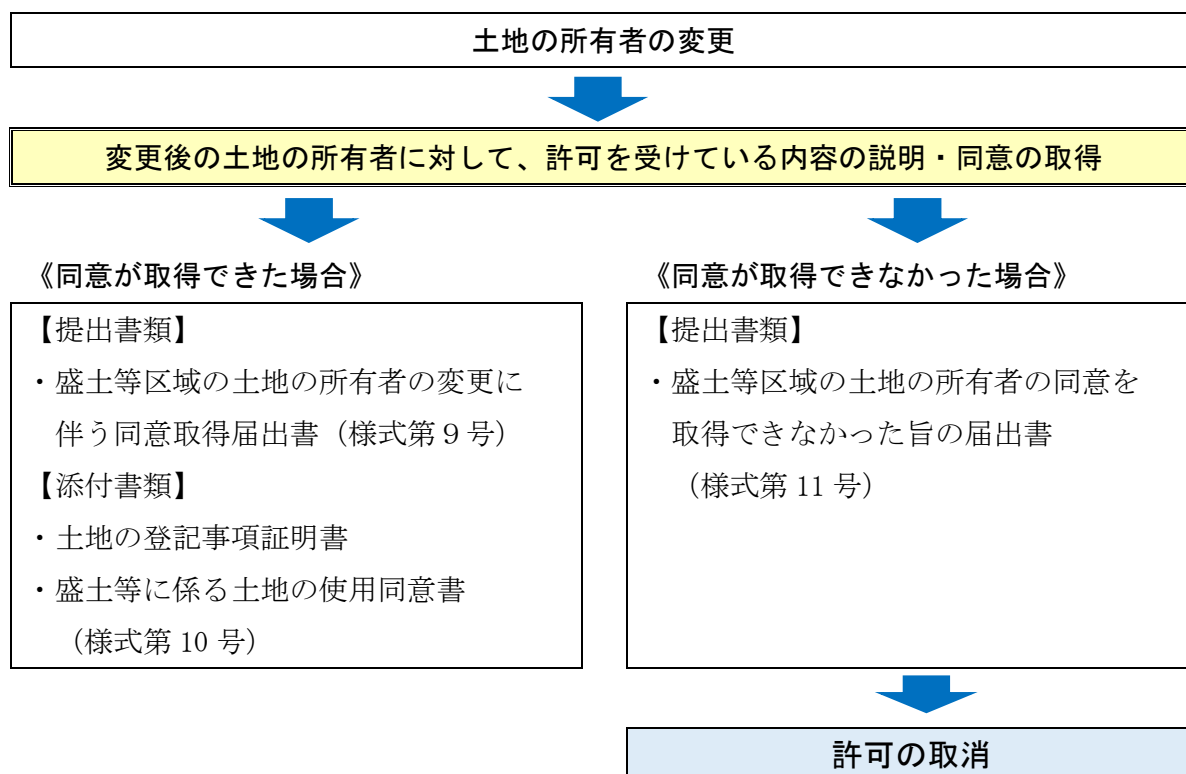
チェック

- 盛土等が行われている間に、盛土等区域の土地の所有者に変更があったことを知ったときは、変更後の土地の所有者に盛土等の内容を説明し、同意を取得しなければなりません。
- 同意取得の結果について、変更があったことを知った日から 1 か月以内に、知事に届出なければなりません。
- 変更後の土地の所有者の同意を取得できなかった場合は、許可が取り消されます。

【解説】

- ・ 盛土等区域の土地の所有者に変更が生じた場合には、変更後の土地の所有者への説明と同意の取得等を行うことが規定されました。
- ・ これは変更後の土地の所有者も盛土等について責任を負うことから、盛土等を行う者が責任をもって説明等を行わなければならないことを規定したものです。
- ・ 変更後の土地の所有者から同意を取得できなかった場合は、条例第 28 条に規定する許可の取消事由に該当し、許可が取り消されます。

土地の所有者に変更が生じた場合の手続



【許可後（完了時を除く）】提出書類チェックリスト（ver.5.0）

- 原則として、許可以降の提出書類は紙媒体にて2部提出してください。
- 提出時期を確認の上、提出漏れ等のないよう御注意ください。

区分	提出時期	提出書類	根拠法令	チェック
着手	着手後10日以内	着手届（様式第12号）	規則第15条	<input type="checkbox"/>
土砂等の搬入	土砂等の搬入前	土砂等搬入報告書（様式第14号）	規則第16条	<input type="checkbox"/>
		【再生土・改良土以外の場合】土砂等発生元証明書（様式第13号（その1））	規則第16条	<input type="checkbox"/>
		【再生土・改良土の場合】土砂等発生元証明書（様式第13号（その2）） ・搬入土砂等に汚染のおそれがないことの確認に用いた書類（写しで可）		<input type="checkbox"/>
土砂等の 使用量報告	〈4～9月分〉 10月末日まで 〈10～3月分〉 4月末日まで	【一時堆積以外の場合】土砂等使用量報告書（様式第16号）	規則第18条	<input type="checkbox"/>
		・土砂等管理台帳（様式第15号（その1））の写し	条例第21条	<input type="checkbox"/>
		【一時堆積の場合】土砂等搬入量及び搬出量報告書（様式第17号）	規則第18条	<input type="checkbox"/>
		・土砂等管理台帳（様式第15号（その1））の写し ・土砂等管理台帳（様式第15号（その2））の写し	条例第21条	<input type="checkbox"/>
水質・土壌の 汚染状況の調査	〈調査〉 着手後6か月ごと 〈提出〉 調査日から 1か月以内	水質調査報告書（様式第18号）	規則第19条	<input type="checkbox"/>
		・試料を採取した地点を示した位置図	規則第19条	<input type="checkbox"/>
		・現場の写真（採取位置の全景と試料の採取状況がわかるもの）		<input type="checkbox"/>
		・計量証明書（写しの提出で可）		<input type="checkbox"/>
		土壌汚染状況調査報告書（様式第19号）	規則第20条	<input type="checkbox"/>
		・試料を採取した地点を示した位置図	規則第20条	<input type="checkbox"/>
・現場の写真（採取位置の全景と試料の採取状況がわかるもの）	<input type="checkbox"/>			
・計量証明書（写しの提出で可）	<input type="checkbox"/>			
廃止・休止	廃止後30日以内 休止後10日以内	盛土等廃止（休止）届出書（様式第21号）	規則第24条	<input type="checkbox"/>
		・災害の防止上必要な措置を講じたことを示す書類等	条例第25条	<input type="checkbox"/>
		・構造基準に適合するものであることを示す書類等		<input type="checkbox"/>
		・水質調査に必要な措置を講じたことを示す書類等		<input type="checkbox"/>
・生活環境の保全上必要な措置を講じたことを示す書類等	<input type="checkbox"/>			
再開	再開時 遅滞なく	盛土等再開届出書（様式第22号）	規則第24条	<input type="checkbox"/>
〈軽微な変更以外〉 変更	変更時	盛土等変更許可申請書（様式第7号）	規則第13条	<input type="checkbox"/>
		・申請書に添付した書類のうち、当該変更に係るもの	規則第13条	<input type="checkbox"/>
		・盛土等に係る土地使用同意書（様式第5号（その2））の写し		<input type="checkbox"/>
		・説明会開催結果等報告書（様式第6号）		<input type="checkbox"/>
・地元住民からの意見書（参考様式第4号）	<input type="checkbox"/>			
軽微な変更	軽微な変更時 遅滞なく	盛土等変更届出書（様式第8号）	規則第13条	<input type="checkbox"/>
		・申請書に添付した書類のうち、当該変更に係るもの	規則第13条	<input type="checkbox"/>
地位の 承継承認	権利の相続時 又は 権原の取得時	盛土等の許可に基づく地位の承継承認申請書（様式第23号）	規則第25条	<input type="checkbox"/>
		・様式第5号 盛土等に係る土地使用同意書（様式第5号（その3））の写し	条例第26条	<input type="checkbox"/>
		・許可書の写し	規則第25条	<input type="checkbox"/>
		・申請者等の住民票の写し（本籍の記載があるもの）（正本にのみ添付）		<input type="checkbox"/>
		・資金調達計画書（様式第3号）		<input type="checkbox"/>
・許可を受けた者の相続人や一般承継人であること又は権原を取得したことを証する書類	<input type="checkbox"/>			
土地所有者の 変更	変更があったこと を知った日から 1か月以内	【変更後の土地の所有者の同意を取得できた場合】 盛土等区域の土地の所有者の変更に伴う同意取得届出書（様式第9号）	規則第14条	<input type="checkbox"/>
		・土地の登記事項証明書（登記情報提供サービスから印刷した書類でも可とする。）	規則第14条	<input type="checkbox"/>
		・盛土等に係る土地使用同意書（様式第10号）の写し		<input type="checkbox"/>
		【変更後の土地の所有者の同意を取得できなかった場合】 盛土等区域の土地の所有者の同意を取得できなかった旨の届出書（様式第11号）	規則第14条	<input type="checkbox"/>

【該当する項目にチェックを入れてください】

- 完了届出書は完了日から15日以内の提出となっている。
- 構造基準の適用除外となる盛土等（関係法令チェックリストの★に該当）である。
- 盛土等の許可に条件が付されていない。
- 土砂等の一時堆積のための許可である。
- 地下水排除工は設置していないため、水質調査は対象外である。
- 同一事業区域内で発生する土砂等のみによる盛土等であり、現地流用土分析調査を実施済みである。

書類番号	提出書類	根拠法令	チェック	完成検査	
				書類	現地
1-0	盛土等完了届出書（様式第20号）	規則第24条	<input type="checkbox"/>	○	-
1-1	災害の防止上必要な措置を講じたことを示す書類等 ・ 土砂等及び雨水等の流出防止措置の実施状況の写真等 ※書類番号1-4と兼ねることも可	条例第25条 第2項	<input type="checkbox"/>	○	○
1-2	構造基準に適合するものであることを示す書類等 ・ 盛土等の出来形管理に関する資料や写真 ・ 盛土等の用に供する施設の出来形管理に関する資料や写真 ・ その他（施工管理、品質管理に関する資料等）	条例第25条 第2項	<input type="checkbox"/>	○	○
1-3	水質調査に必要な措置を講じたことを示す書類等 試料を採取した施設の構造図（採水箇所を旗揚げしたもの）	条例第25条 第2項	<input type="checkbox"/>	○	-
1-4	生活環境の保全上必要な措置を講じたことを示す書類 ・ 粉じんの飛散の防止措置状況の写真等 ・ 土砂等及び雨水等の流出の防止措置状況の写真等 ・ 騒音及び振動の防止措置状況の写真等 ・ その他（過積載防止の取組状況の写真等）	条例第25条 第2項	<input type="checkbox"/>	○	-
1-5	許可に当たって付された条件に適合することを示す書類	条例第25条 第2項	<input type="checkbox"/>	必要に 応じて	必要に 応じて
2-0	【一時堆積以外の場合】 土砂等使用量報告書（様式第16号）	規則第18条 第1項	<input type="checkbox"/>	○	-
2-1	土砂等管理台帳（様式第15号（その1））の写し	条例第21条	<input type="checkbox"/>	○	-
3-0	【一時堆積の場合】 土砂等搬入量及び搬出量報告書（様式第17号）	規則第18条 第2項	<input type="checkbox"/>	○	-
3-1	土砂等管理台帳（様式第15号（その1））の写し	条例第21条	<input type="checkbox"/>	○	-
3-2	土砂等管理台帳（様式第15号（その2））の写し	条例第21条	<input type="checkbox"/>	○	-
4-0	水質調査報告書（様式第18号）	規則第19条 第3項	<input type="checkbox"/>	○	必要に 応じて
4-1	試料を採取した地点を示した位置図	規則第19条 第4項	<input type="checkbox"/>	○	-
4-2	現場の写真（採取位置の全景と試料の採取状況がわかるもの）	規則第19条 第4項	<input type="checkbox"/>	○	-
4-3	計量証明書（写しの提出で可）	規則第19条 第4項	<input type="checkbox"/>	○	-
5-0	土壌汚染状況調査報告書（様式第19号）	規則第20条 第3項	<input type="checkbox"/>	○	必要に 応じて
5-1	試料を採取した地点を示した位置図	規則第20条 第4項	<input type="checkbox"/>	○	-
5-2	現場の写真（採取位置の全景と試料の採取状況がわかるもの）	規則第20条 第4項	<input type="checkbox"/>	○	-
5-3	計量証明書（写しの提出で可）	規則第20条 第4項	<input type="checkbox"/>	○	-

改訂履歴

版数	発行	改訂内容
第1版	令和4年 5月	初版発行
第2版	令和4年 9月	許可以降の内容を追加
第2.1版	令和4年11月	申請書類（申請時）、関係法令、提出書類（許可～完了）チェックリストの内容を更新
第3版	令和5年2月	土壌の汚染状況の調査に関する内容を修正及び新規追加、許可の基準を追加
第4版	令和5年3月	申請前の土壌の汚染状況の調査の方法を更新 ※関係法令及び提出書類（許可後）チェックリストについては第3版から変更なし
第5版	令和5年12月	適用除外となる盛土等及び申請書類の一部省略に係る更新、水質調査の要件の修正等